

# 東金市地域防災計画

## (第2編 地震・津波災害編)



# 目 次

<b>第1章 災害予防計画</b>	
<b>第1節 地域防災力の向上</b>	地-1
1 自助・共助の推進	地-1
2 自主防災活動への支援	地-2
3 防災知識の普及・啓発	地-2
4 防災訓練	地-4
5 市役所の防災体制の確立	地-4
<b>第2節 火災等予防対策</b>	地-6
1 出火の防止	地-6
2 消防力の整備	地-7
3 消防思想の普及	地-7
<b>第3節 防災都市づくり</b>	地-9
1 建築物不燃化の促進	地-9
2 防災空間の保全	地-9
3 市街地の整備	地-9
4 建築物等の耐震化	地-9
5 道路・橋梁等の整備	地-10
6 ライフライン施設の耐震化	地-11
7 液状化に関する広報	地-11
8 地籍調査の推進	地-12
<b>第4節 土砂災害等の予防対策</b>	地-13
1 土砂災害の防止	地-13
2 国土保全事業の推進	地-13
3 地盤沈下の防止	地-14
4 ため池施設の安全化	地-15
<b>第5節 津波災害対策</b>	地-16
1 津波浸水対策	地-16
2 山武郡広域支援体制の整備	地-16
<b>第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備</b>	地-17
1 避難行動要支援者の支援体制の構築	地-17
2 安否確認等の体制の構築	地-18
3 避難施設等の確保	地-18
4 在宅要配慮者への支援	地-19
5 社会福祉施設等における防災対策	地-19
6 外国人への防災対策	地-19
<b>第7節 情報連絡体制の整備</b>	地-20
1 災害通信手段の確保	地-20
2 情報連絡体制の整備	地-20
<b>第8節 備蓄・物流計画</b>	地-21
1 家庭内備蓄等の促進	地-21
2 市の備蓄の推進	地-21
3 飲料水の確保	地-22
4 物流対策	地-22
<b>第9節 防災施設の整備</b>	地-23
1 避難場所・避難所の確保	地-23

2	福祉避難所の確保.....	地-23
3	避難施設の設備等の整備.....	地-23
4	避難場所・避難所の開設体制の整備.....	地-24
5	受援施設の指定.....	地-24
6	市の防災拠点の整備.....	地-24
<b>第10節</b>	<b>帰宅困難者支援体制の整備.....</b>	<b>地-25</b>
1	一斉帰宅の抑制.....	地-25
2	帰宅支援対策.....	地-25
<b>第11節</b>	<b>応急活動体制の整備.....</b>	<b>地-26</b>
1	災害医療体制の整備.....	地-26
2	緊急輸送体制の整備.....	地-26
3	災害ボランティア受入体制の整備.....	地-26
4	広域連携の構築.....	地-27
5	廃棄物処理体制の整備.....	地-27
<b>第2章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>災害対策本部活動.....</b>	<b>地-28</b>
1	配備基準.....	地-28
2	職員の参集.....	地-28
3	災害対策本部設置前の体制.....	地-29
4	災害対策本部体制.....	地-29
5	災害対策本部廃止後の体制.....	地-31
<b>第2節</b>	<b>情報収集・伝達.....</b>	<b>地-37</b>
1	情報連絡体制.....	地-37
2	地震・津波情報の伝達・収集.....	地-38
3	災害情報の収集・報告.....	地-40
4	災害報告.....	地-42
<b>第3節</b>	<b>災害広報.....</b>	<b>地-46</b>
1	一般広報.....	地-46
2	避難所での広報.....	地-46
3	報道機関への対応.....	地-47
4	被災者相談.....	地-47
<b>第4節</b>	<b>自衛隊の災害派遣.....</b>	<b>地-48</b>
1	災害派遣要請.....	地-48
2	受入体制.....	地-49
3	自衛隊の自主派遣.....	地-50
4	経費の負担区分.....	地-50
5	撤収要請.....	地-50
<b>第5節</b>	<b>広域応援要請.....</b>	<b>地-51</b>
1	自治体等への応援要請.....	地-51
2	消防の広域応援要請.....	地-52
3	協定締結団体への要請.....	地-52
<b>第6節</b>	<b>避難対策.....</b>	<b>地-53</b>
1	地震・津波避難の原則.....	地-53
2	避難の指示等.....	地-53
3	警戒区域の設定.....	地-56
4	避難所等の開設.....	地-57
5	避難所の運営.....	地-57
6	避難所設備の整備.....	地-58

7	避難者への支援.....	地-58
8	要配慮者の避難対策.....	地-59
9	広域避難.....	地-59
10	避難所の集約及び解消.....	地-59
<b>第7節</b>	<b>要配慮者対策.....</b>	<b>地-60</b>
1	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援.....	地-60
2	避難所での対応.....	地-60
3	福祉避難所の開設.....	地-60
4	施設入所者等への対策.....	地-60
5	外国人に対する対策.....	地-61
<b>第8節</b>	<b>消防・救助救急.....</b>	<b>地-62</b>
1	消防活動.....	地-62
2	救助活動.....	地-63
3	救急活動.....	地-64
4	水防活動.....	地-64
5	危険物等の対策.....	地-64
<b>第9節</b>	<b>医療救護.....</b>	<b>地-66</b>
1	医療情報の収集.....	地-66
2	応急医療救護活動.....	地-66
3	医薬品・医療用資器材等の確保.....	地-67
4	被災者等の健康管理.....	地-67
<b>第10節</b>	<b>行方不明者の捜索及び遺体の収容埋葬.....</b>	<b>地-69</b>
1	行方不明者の捜索.....	地-69
2	遺体の処理.....	地-69
3	遺体の埋火葬.....	地-70
<b>第11節</b>	<b>災害警備・交通対策・緊急輸送.....</b>	<b>地-71</b>
1	警察の災害警備.....	地-71
2	防犯.....	地-72
3	交通規制.....	地-72
4	緊急輸送.....	地-73
5	その他の輸送.....	地-75
<b>第12節</b>	<b>食料・飲料水等の供給.....</b>	<b>地-76</b>
1	食料の供給.....	地-76
2	給水.....	地-77
3	生活必需品の供給.....	地-78
4	救援物資の受入れ・管理.....	地-78
<b>第13節</b>	<b>学校等における児童・生徒の安全対策.....</b>	<b>地-80</b>
1	災害発生時の対応.....	地-80
2	応急教育活動.....	地-80
3	応急保育.....	地-81
4	社会教育施設の対応.....	地-81
5	文化財への対応.....	地-81
<b>第14節</b>	<b>帰宅困難者への対応.....</b>	<b>地-82</b>
1	事業所等の対応.....	地-82
2	帰宅困難者への支援.....	地-82
<b>第15節</b>	<b>防疫・廃棄物等対策.....</b>	<b>地-83</b>
1	保健活動.....	地-83
2	食品衛生対策.....	地-83
3	防疫.....	地-83

4	し尿の処理	地-84
5	廃棄物の処理	地-84
6	障害物の除去	地-85
7	動物対策	地-86
<b>第16節</b>	<b>建築物対策及び応急仮設住宅等の供給</b>	<b>地-87</b>
1	被災建築物の応急危険度判定	地-87
2	被災宅地の危険度判定	地-87
3	住家の被害認定調査	地-88
4	応急仮設住宅の供給	地-88
5	住宅の応急修理	地-89
<b>第17節</b>	<b>ライフライン関連施設等の応急復旧</b>	<b>地-91</b>
1	水道施設	地-91
2	公共下水道及び農業集落排水施設	地-91
3	ガス施設	地-91
4	電力施設	地-91
5	通信施設	地-92
6	放送機関	地-92
7	道路・橋梁	地-92
8	公共施設	地-92
9	鉄道施設	地-92
<b>第18節</b>	<b>ボランティアの協力</b>	<b>地-94</b>
1	ボランティア活動	地-94
2	一般ボランティアへの対応	地-94
3	専門ボランティアへの対応	地-95
4	ボランティア活動への支援	地-95
<b>第19節</b>	<b>災害救助法の適用</b>	<b>地-96</b>
1	災害救助法の適用基準	地-96
2	被災世帯の算定	地-96
3	災害救助法の適用手続き	地-97
4	救助の実施	地-97
<b>第3章</b>	<b>山武郡市広域支援対策計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>基本方針</b>	<b>地-99</b>
1	基本方針	地-99
2	支援体制	地-99
<b>第2節</b>	<b>応急支援対策</b>	<b>地-100</b>
1	避難の受入れ	地-100
2	避難者への支援	地-100
<b>第4章</b>	<b>災害復旧・復興計画</b>	
<b>第1節</b>	<b>被災者生活への支援</b>	<b>地-101</b>
1	被災者台帳の作成等	地-101
2	災害見舞金等の支給	地-101
3	被災者生活再建支援金	地-102
4	災害復興住宅融資	地-102
5	罹災証明書等の発行	地-102
6	災害公営住宅の供給	地-103
7	租税等の減免等	地-103
8	介護保険における対応	地-103
9	職業のあっせん	地-104

10	農林業への融資.....	地-104
11	中小企業への融資.....	地-104
12	義援金の受付け・配分.....	地-104
13	郵便事業における措置.....	地-104
<b>第2節</b>	<b>生活関連施設等の復旧対策.....</b>	<b>地-106</b>
1	災害復旧事業計画.....	地-106
2	災害復旧予算措置.....	地-106
<b>第3節</b>	<b>激甚災害の指定.....</b>	<b>地-107</b>
<b>第4節</b>	<b>災害復興.....</b>	<b>地-109</b>
1	復興体制づくり.....	地-109
2	復興に対する合意形成.....	地-109
3	復興計画の推進.....	地-109
<b>附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画</b>		
<b>第1節</b>	<b>総則.....</b>	<b>地-110</b>
1	計画策定の趣旨.....	地-110
2	基本方針.....	地-110
3	東海地震関連情報の発表.....	地-111
4	今後の課題.....	地-111
<b>第2節</b>	<b>東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置.....</b>	<b>地-112</b>
1	東海地震注意情報の伝達.....	地-112
2	活動体制.....	地-113
3	東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報.....	地-114
4	混乱の防止.....	地-115
<b>第3節</b>	<b>警戒宣言発令に伴う対応措置.....</b>	<b>地-117</b>
1	活動体制.....	地-117
2	警戒宣言の伝達及び広報.....	地-118
3	水防・消防等対策.....	地-121
4	交通・公共輸送対策.....	地-122
5	上下水道、ガス、電気、通信等対策.....	地-123
6	学校・病院・社会福祉施設等対策.....	地-127
7	避難対策.....	地-128
8	生活物資対策.....	地-130
9	金融対策.....	地-130
10	救護救援・防疫対策.....	地-130
11	その他の対策.....	地-131
<b>第4節</b>	<b>住民等のとるべき措置.....</b>	<b>地-133</b>
1	住民のとるべき措置.....	地-133
2	自主防災組織等のとるべき措置.....	地-135
3	事業所等のとるべき措置.....	地-136





# 第1章 災害予防計画

## 第1節 地域防災力の向上

### 1 自助・共助の推進

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部／消防団／市民／事業所／自主防災組織等】

#### (1) 市民の防災力の向上

市民は、「自らの生命は自らが守る」という考え方をもとに、日ごろから防災に関する正しい知識と行動力を身につける。更に、食料等の備蓄により災害に備えるとともに、自主防災組織等に参加し、被害の軽減及び拡大防止に努める。

- ア 建物の耐震化
- イ 室内の安全対策
- ウ 火災報知器の設置、消火器具の準備
- エ 最低3日間分・推奨1週間分の食料等の備蓄
- オ 避難場所、経路等の確認
- カ 家族等との連絡手段の確保
- キ 防災知識の把握、教訓の伝承
- ク ラジオ等の情報ツールの確保
- ケ 自動車へのこまめな満タン給油 等

#### (2) 事業所の防災力の向上

事業所は、「自らの事業所は自らが守る」という考え方をもとに、防災・防火管理体制の強化や従業員等の食料等の備蓄等により災害に備えるとともに、地域の防災活動へ参加し、被害の軽減及び拡大防止に努める。

- ア 建物の耐震化
- イ 室内の安全対策
- ウ 出火防止、消火器具の準備、危険物等の安全措置
- エ 自衛消防隊等の防災組織の結成
- オ 従業員の安否確認方法の確保
- カ 従業員、来客を含めた備蓄
- キ 事業所防災計画、事業継続計画（BCP）の作成
- ク 従業員に対する防災知識の普及、災害時の行動の周知
- ケ 地域の防災活動への参加及び災害時の協力

#### (3) 地域コミュニティの防災力の向上

自治会、自主防災組織等は、「自分たちの住む地域は自分たちで守る」という考え方をもとに、被害を最小限にとどめるための防災活動を推進する。

- ア 自主防災組織等の結成
- イ 地区防災計画、活動計画等の作成

- ウ 防災資機材の購入、保守管理
- エ 避難訓練、初期消火訓練、避難所運営訓練等の実施
- オ 地域の危険箇所の把握
- カ 防災知識の普及・啓発、過去の災害教訓の伝承及び出火防止の徹底
- キ 要配慮者の把握、避難行動要支援者の避難支援体制の構築

なお、コミュニティにおける防災活動は、日ごろから地域活動に大きな役割を果たしている女性を役員等に選任し、女性の経験・能力を活用し、さまざまなニーズに対応した防災活動を推進する。

## 2 自主防災活動への支援

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部／消防団】

### (1) 自主防災組織への支援

市は、「東金市自主防災組織設立補助金交付要綱」に基づき、自主防災組織設立時の防災資機材購入費について支援し、また、運営費（防災訓練経費等）を支援する。

### (2) 自主防災訓練への支援

市、消防本部及び消防団は、自主防災組織等の避難訓練、初期消火に関する知識、技術の普及、初期消火訓練、救命訓練等の指導を行う。

### (3) 防災ネットワークづくり

市は、それぞれの自主防災組織等の活動を他の自主防災組織に紹介することや、地域の自主防災組織、消防団、民生委員等が参加する防災訓練等のイベントを開催することによりコミュニティの防災ネットワークづくりを促進する。

### (4) 地域防災リーダーの育成

市は、「東金市地域防災リーダー育成支援補助金要綱」に基づき、防災士の資格を取得した自主防災組織構成員への経費の支援や、県が開催する災害対策コーディネーターの養成講座等へ自主防災組織のリーダーの参加を促すなど、地域防災リーダーの育成を図る。

### (5) 地区防災計画の作成

市は、地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画へ定める必要があるかどうかを判断し、必要と認める場合は地区防災計画を本計画に定める。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 3 防災知識の普及・啓発

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

市は、市民一人ひとりが災害に関する正しい認識を持ち、災害発生時においても冷静かつ的確な行動ができるよう防災知識の普及・啓発に努める。

防災知識の普及・啓発の手段及び内容は、次のとおりである。

(1) 普及・啓発の方法

ア 広報とうがね等

「広報とうがね」への防災特集等の掲載、防災パンフレット及びリーフレット等を作成して配布する。

イ 東金市ホームページ

東金市ホームページに、災害の知識、市の防災事業等の情報を掲載する。

ウ ハザードマップの配布、掲示

地震のゆれ、液状化危険度、津波浸水区域等を示したハザードマップを作成し、配布する。また、市民が利用する公共施設等にハザードマップを掲示する。

エ 防災に関する講演会等の開催

防災に関する講演会等の開催や、県等が主催する講演会等への参加を周知する。

オ 災害関係資料の閲覧

過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を収集、整理し、市民が閲覧できるよう公開に努める。

カ 学校での防災教育

防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、園児・児童・生徒等の防災知識の普及・啓発を図るため、ビデオ、DVD等の教材となる資料を提供する。

(2) 普及・啓発の内容

ア 自らの身を守るための知識

(ア) 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策

(イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備

(ウ) 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置

(エ) 緊急地震速報の活用方法

(オ) 避難経路、避難場所、避難方法及び避難時の心得

(カ) 水道、電気、ガス、電話等の地震・津波時の心得

(キ) 地域の地盤状況や災害危険箇所

(ク) 防災学習

(ケ) 帰宅困難者の心得

(コ) 地震保険の制度

イ 地域防災力を向上させるための知識

(ア) 救助救護の方法

(イ) 自主防災活動の実施方法

(ウ) 防災訓練の実施方法

(エ) 企業の事業継続計画（BCP）

ウ その他一般的な知識

(ア) 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果

(イ) 各防災機関の災害対策

(ウ) 地域防災計画の概要

### (3) 留意事項

市は、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者等の特性に応じ、図案、点字や多言語化等により、分かりやすい広報資料の作成に努める。

## 4 防災訓練

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

### (1) 総合防災訓練

市は、警察署、消防本部、自衛隊、ライフライン事業者、自主防災組織、ボランティア（NPO）団体等と合同で、地震・津波等を想定した総合防災訓練を実施する。総合防災訓練の内容は、次のとおりである。

- ア 避難訓練
- イ 安否確認訓練
- ウ 防災体験訓練
- エ 救助訓練
- オ 復旧訓練
- カ シェイクアウト訓練※

※指定された日時に、それぞれの場所で、地震による被害から身を守る有効な「3つの安全行動」（ドロップ（姿勢を低く）・カバー（体・頭を守る）・ホールドオン（揺れが収まるまで動かない））を集団で実践する訓練

### (2) 山武郡での避難訓練

市は、山武郡の市町と合同で、大規模な津波等の災害が発生した場合を想定し、避難及び避難者の受入れ等の訓練を実施する。

### (3) 個別訓練

市は、災害対策本部の図上訓練、職員動員訓練等、個別訓練を実施する。

## 5 市役所の防災体制の確立

【全ての課】

### (1) 各種防災関連マニュアルの整備

市は、災害時における活動を円滑に実施するため、各種対応マニュアルを整備し、災害時における迅速かつ適切な活動体制を備える。

### (2) 事業継続計画（BCP）の作成

市は、大規模地震等が発生した場合においても、迅速かつ的確な応急対策を講じ、行政サービスを提供し続けるため、事業継続計画（以下「東金市業務継続計画」という。）を作成し、業務継続体制の向上及び社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため、定期的かつ継続的な見直しを実施する。

東金市業務継続計画では、本計画の補完を目的として、次の事項について必要な事項を記載する。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

- イ 庁舎等の耐震化と代替庁舎の想定
- ウ 非常用発電機と職員用備蓄物資の整備
- エ 行政データのバックアップ
- オ 通信手段の確保
- カ 人的資源分配体制の確立
- キ 非常時優先業務の選定

**(3) 災害対策職員の育成**

市は、災害時に職員が迅速かつ的確な判断行動が行えるよう訓練を開催するとともに、研修会等への参加を促し、防災対策にあたる職員の資質の向上を図る。

## 第2節 火災等予防対策

### 1 出火の防止

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

#### (1) 一般家庭の出火防止対策

##### ア 消火器具等の普及・指導

市及び消防本部は、区長会連合会や自主防災組織等を通して、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及や取扱方法についての指導を行う。

##### イ 警報器設置等の啓発

市及び消防本部は、住宅用火災警報器の設置促進、防災製品の活用について啓発をする。

また、復電時における通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置について啓発する。

#### (2) 防災・防火管理体制の強化

学校、大規模店舗等多数の人が出入りする施設において管理権原を有する者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行う。

消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するとともに、消防法第36条の規定により一定規模・高層の建築物について、防災管理者を選任し、火災以外の災害及び毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害に対応した消防計画の作成、避難訓練の実施を指導する。

また、雑居ビル等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理体制の確立、自衛消防組織の設置や、発災時に防災体制がとれるよう指導する。

#### (3) 火災予防のための立入検査

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を実施し、消防対象物の用途に応じた計画的な立入検査等を行うとともに、防火対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努める。

#### (4) 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導する。

また、当該危険物施設等に対する保安の確保を促すとともに、消防法に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

更に、山武郡市広域行政組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者又は占有者に対して必要な助言又は指導を行う。

#### (5) 化学実験室等の出火防止

消防本部は、出火等のおそれのある危険物その他これに類する物品を取り扱う学校、

病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的実施し、保管の適正化の指導を行う。

#### (6) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

## 2 消防力の整備

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部／消防団】

#### (1) 常備消防の強化

消防本部は、「山武郡市広域行政組合消防庁舎建設基本計画」及び「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」に基づき整備を進めるとともに、住宅地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」にあわせて資機材の充実、職員の適正な確保、配置に努める。

なお、「山武郡市広域行政組合消防車両等整備計画」のうち、消防長が認める消防車両等については、千葉県消防広域応援隊や緊急消防援助隊として応援可能なものとする。

#### (2) 消防水利の整備

市は、耐震性貯水槽等の整備や自然水利の活用等、消防水利の計画的な整備を図る。

#### (3) 消防団の強化

市及び消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導に努める。

消防団は、組織の弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等を促進するため、次の事項に留意し、消防団員の確保に努める。

市は、消防団の強化・活性化を図るため、計画的に消防車両の更新に努めるとともに、チェーンソー等の資機材を配備し、防災力の向上に努める。

ア 消防団に関する住民意識の高揚

イ 処遇の改善

ウ 消防団の施設・装備の改善

エ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

オ 機能別団員の採用の推進

#### (4) 広域航空消防応援体制の検討

消防本部は、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書」（平成21年3月）を基に、市街地における空中消火について検討する。

## 3 消防思想の普及

【山武郡市広域行政組合消防本部】

消防本部は、次に示す事項により、消防思想の普及を図る。

#### (1) 各種の行事を行う。

- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 東金市消防団員の消防団員訓練及び操法大会への参加を促進する。
- (4) 市及び県が開催する各種講習会等へ参加する。
- (5) 次の関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。
  - ア 公益財団法人千葉県消防協会山武支部
  - イ 一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会
  - ウ 千葉県少年婦人防火委員会
  - エ 一般社団法人千葉県消防設備協会



## 第3節 防災都市づくり

### 1 建築物不燃化の促進

【都市整備課】

#### (1) 防火地域等の指定

市は、地震による二次火災を防止するため、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

また、建築基準法第22条による屋根不燃化区域に全域指定されていることを踏まえ、木造建築物の外装の延焼防止措置を推進する。

#### (2) 都市防災不燃化促進事業

市は、大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、財産を守るため、避難場所・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲を対象とし、建築物の不燃化を促進する。

### 2 防災空間の保全

【消防防災課／都市整備課】

市は、避難場所、避難者等の安全確保や救護活動、物資集積等の拠点としての機能を備えた防災効果の高い都市公園の整備を図る。

また、延焼防止や輻射熱からの遮断帯機能としての重要性を踏まえ、併せて緑化を推進する。

道路については、災害時の避難路や緊急輸送路、消防等緊急活動の基盤になるとともに、大規模火災の延焼を防ぐ防災空間として重要な役割を果たすことから、都市計画道路等の整備に努める。

### 3 市街地の整備

【都市整備課】

#### (1) 土地区画整理事業

市は、道路、公園等の公共施設を適正に整備しながら宅地利用の合理化や高度化を行い、防災上安全な市街地の形成を図る。

#### (2) 地区計画

市は、一定のまとまりを持った地区を対象に、住民の意向や要望を反映させて地区計画を作成し、防災にも配慮したまちづくりに努める。

### 4 建築物等の耐震化

【消防防災課／都市整備課／県】

#### (1) 民間建築物の耐震化

市は、「東金市耐震改修促進計画」に基づき、住宅、特定建築物の耐震化を促進する

ために、次の支援を実施する。

ア 補助制度

木造住宅耐震診断補助制度及び東金市木造住宅耐震改修補助制度により、木造住宅の耐震診断及び改修に補助金を交付する。

イ 固定資産税の減額措置

一定期間内に建築物の耐震改修の促進に関する法律の耐震基準に適合させるように耐震改修工事を行った場合、家屋の固定資産税を減額する。

ウ 地震ハザードマップの作成、配布

地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を更新し周知に努める。

エ 相談体制

耐震相談窓口を設置し、パンフレット等の情報提供等を行う。

**(2) 市有建築物の耐震化**

市は、「東金市耐震改修促進計画」に基づき、特定建築物の計画的な耐震化を推進する。

また、学校施設等では、吊り天井、照明等の非構造部材の耐震化を推進する。

**(3) 生活空間の危険性の除去**

ア ブロック塀等対策

市は、県と連携して「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月）に基づき、ブロック塀や石塀等の倒壊による生命、身体への被害を防止し、避難活動や消防活動等の妨げにならないように、市民への知識の普及に努める。

また、ブロック塀等の施工業者に対する安全対策の指導等に努める。

イ 落下物・倒壊物対策

市は、県と連携して「千葉県落下物防止指導指針」（千葉県 平成2年11月）に基づき、窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を防止するため、施設所有者や管理者に対する指導を行い、必要な場合には改善を促す。

ウ 家具・大型家電の転倒防止

市は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、広報とうがね、市ホームページ、防災訓練等において、家具・大型家電転倒防止対策の重要性を啓発する。

**(4) 連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進**

市は、県及び県下市町村で設立した千葉県建築防災連絡協議会の活動を通し、既存建築物の地震対策等の普及・啓発を推進する。

## 5 道路・橋梁等の整備

【建設課】

**(1) 道路**

市は、災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線の新設、拡幅整備を推進するほか、必要な補修を重点的かつ計画的に実施する。

(2) 橋梁

市は、重要路線における橋梁の安全点検を行うとともに、「東金市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施する。

(3) 河川

市は、小野川、滝川の河川氾濫を防止するため、継続して排水施設の整備を実施する。

## 6 ライフライン施設の耐震化

【下水対策課／ガス課／山武郡市広域水道企業団／東京電力パワーグリッド株式会社／エルピーガス販売業者／東日本電信電話株式会社】

各ライフライン事業者は、事業計画等に基づき施設の耐震性及び代替性確保等の対策を推進する。

(1) 上水道施設

山武郡市広域水道企業団は、水道施設の耐震性の向上を図るとともに、広域的バックアップ体制や緊急時における給水能力の強化等を図る。

(2) 公共下水道及び農業集落排水施設

市は、公共下水道及び農業集落排水施設におけるポンプ施設及び管路施設の耐震性向上を図る。

(3) 電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、電力施設の耐震性を確保するとともに、代替電力確保の協力を努める。

(4) ガス施設

市は、ガス供給設備等のガス施設そのものを地震災害に強いものとするとともに、次の対策により、二次災害発生の防止に努める。

ア 供給系統の多重化・拠点の分散

イ 臨時供給設備の整備

ウ 緊急遮断装置の設置

(5) 液化石油ガス

エルピーガス販売業者は、県の指導により転倒・転落防止措置、マイコンメーター等の安全器具の普及、地震時のバルブ等開閉措置の啓発等を図る。

(6) 通信施設

東日本電信電話株式会社等は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

## 7 液状化に関する広報

【都市整備課】

市は、「地震ハザードマップ」を用いて、液状化の危険性を周知する。

また、パンフレットの配布等により建築物の液状化対策に関する知識の普及・啓発に努める。

## 8 地籍調査の推進

### 【建設課】

市は、県の支援のもと、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、地籍調査を推進する。

## 第4節 土砂災害等の予防対策

### 1 土砂災害の防止

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／県】

#### (1) 土砂災害危険箇所の公表

県は、土砂災害により被害の発生するおそれのある箇所を調査、把握し、県ホームページや土砂災害危険箇所マップにより公表する。

消防防災課は、県の調査結果をもとに、土砂災害ハザードマップやパンフレットの配布、広報紙への掲載、住民説明会の開催等により市民に周知を図る。

#### (2) 土砂災害警戒区域等の指定と要配慮者利用施設における避難等

県は、あらかじめ市との協議を行い、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は県と協力し、指定された区域における避難体制を整備する。

また、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等は、主体的に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施する。

(注) 要配慮者利用施設 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

#### (3) 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、警戒避難情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域の対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

#### (4) 土砂災害特別警戒区域での措置

県や指定確認検査機関は、土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の新築、増築等の建築に際し確認申請があったとき、申請建築物が想定される衝撃に対して安全な構造であるか確認を行う。

県は、非自己用住宅や要配慮者関連施設の建築のための特定開発行為について審査を行う。また、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある建築物の所有者に対しては、移転等の勧告を行う。

### 2 国土保全事業の推進

【建設課／農政課／環境保全課／県】

#### (1) 急傾斜地崩壊対策

##### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により急

傾斜地崩壊危険区域を指定する。この区域に含まれない危険箇所も、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物は、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築制限を行う。

ウ 防止工事の実施

県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

また、市は、県費助成を行い、防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

県は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、重点的に施設整備を実施する。

(ア) 要配慮者関連施設に係る危険箇所

(イ) 避難所や避難路を有する危険箇所

(ウ) 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

(2) 山地災害対策

県及び市は、山腹崩壊危険地区の危険度や保全対象等、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

(3) 宅地造成地災害対策

県は、宅地造成工事の施工に当たって、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、県の許可を得て宅地造成に関する工事を実施するよう指導する。

(4) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例、採石法、砂利採取法に基づき、各採取業者及び関係組合に対し、周辺地域の状況等に十分に留意した許可及び廃止に際しての指導を行う。

(5) 埋立ての災害対策

市は、「東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」に基づき、土壌の汚染や災害の発生の防止に努める。

**3 地盤沈下の防止**

**【環境保全課／県】**

県は、地盤沈下を防止するため、県環境保全条例に基づき、地下水くみ上げ規制や天然ガスかん水汲み上げ及び天然ガス井戸開発への指導を行う。

また、市は「東金市環境保全条例」に基づき、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下の防止に努める。

## 4 ため池施設の防災対策

【農政課／県】

### (1) ため池施設の安全化

県は、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、「農業用ため池台帳」を整備し公開する。また、雄蛇ヶ池、丑ヶ池、南池、久我池、岩川池を「防災重点農業用ため池」に指定し、併せて「防災工事等推進計画」を定め、必要に応じて防災工事等の推進を図る。

### (2) 緊急時の迅速な行動につなげる対策

#### ア 緊急連絡網の整備

市は、防災重点農業用ため池の緊急時の対応に資するため、関係機関との連絡体制を整備する。

#### イ 浸水想定区域図等の周知

市は、防災重点農業用ため池について、ため池氾濫解析に基づく浸水想定区域図等を住民及び関係地区に周知する。

#### ウ ため池ハザードマップの周知

市は、ため池ハザードマップの作成に努め、住民及び関係地区へ周知を図る。

### (3) ため池の点検

市は、農業用ため池の点検について、ため池管理者や住民との連携による安全管理体制の強化を検討する。

## 第5節 津波災害対策

### 1 津波浸水対策

【消防防災課】

#### (1) 浸水想定区域の周知

本市は、県の予測による10m津波では浸水区域が想定されていないが、中央防災会議の「首都直下地震の被害想定と対策について」（平成25年12月）による元禄関東地震の津波においては、九十九里町との境界周辺が浸水すると想定されている。

そのため、市は、ハザードマップ等により市民に周知を図る。

#### (2) 避難対策の推進

市は、浸水想定区域の避難について、避難指示等のタイミング、避難情報の伝達、避難場所の開設等を定めた津波避難計画を作成し、住民に周知する。

#### (3) 標識の整備

市は、海岸からの距離、海拔高度を示した看板を設置している。今後は避難方向等を示した標識等の設置を検討する。

### 2 山武郡広域支援体制の整備

【消防防災課】

気象庁から「千葉県九十九里・外房」に津波警報等が発表された場合、本市には九十九里海岸方面から多数の住民等が避難してくることが想定される。更に、その後の応急・復旧対策においては、後方支援の拠点となることも想定される。

そこで、市は、被災地を支援するために、次のように市の体制を整備する。

- (1) 避難者受入れ施設の指定
- (2) 避難する役場等の代替施設の提供
- (3) 物資の集積拠点（物資管理施設、ヘリコプター離着陸場等）
- (4) 応援部隊の集結場所、宿泊場所
- (5) 仮設住宅設置場所の指定
- (6) 発災時の市職員の配置計画
- (7) 避難者受入れ対応等の習熟



## 第6節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

### 1 避難行動要支援者の支援体制の構築

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／社会福祉協議会／  
消防団／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署】

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等に基づいて、「避難行動要支援者名簿」を作成し、一人ひとりの「個別避難計画」に基づいて防災関係機関及び地域における避難支援等の実施に携わる関係者が一体となって支援体制を構築する。

※要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害時要援護者と同義）である。

※避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである。

#### （1）避難行動要支援者名簿の作成・活用

ア 避難行動要支援者名簿における避難支援等関係者の範囲

災害対策基本法第49条の11第2項に定める者（避難支援等関係者）とする。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のとおりとする。

（ア）要介護3以上の認定者

（イ）65歳以上の独居者で要介護2以下又は要支援の認定を受けている方

（ウ）知的障がい者（18歳以上）で最重度及び重度、中程度の内単身者の方

（エ）身体障がい者1・2級で視覚、聴覚、肢体不自由、呼吸器の障がいがある方、又はたん吸引器、ネブライザーの支給を受けている方

（オ）精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

（カ）その他、市長が特に必要と認める者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載する。

名簿作成に当たっては、次の台帳に登録されている者の情報を活用する。

（ア）要介護・要支援認定台帳

（イ）身体障害者手帳交付台帳

（ウ）療育手帳交付台帳

（エ）精神障害者保健福祉手帳交付台帳

エ 名簿の更新

名簿は随時、更新する。

オ 名簿の提供及び情報の漏洩防止

本人等から情報提供の同意を得た者については、あらかじめ指定した避難支援等関係者に名簿を提供する。提供にあたり、個人情報保護について誓約書等の提出を受ける。

なお、本人等から同意を得られない者の名簿は提供できないが、災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、提供することができる。

カ 円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、防災行政無線のほか、ファクシミリ、電子メール、広報車等様々な手段を確保する。

また、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、ねたきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字配信が可能である「東金市防災メール」等の普及に努める。

キ 避難支援等関係者の安全措置

避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合っけて支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を要支援者等に理解してもらうように努める。

(2) 個別避難計画の作成・活用

ア 個別避難計画作成の優先度の設定及び作成目標期間

名簿掲載者について、個別避難計画作成の優先度を設定し、優先度の高い者については令和7年度を目標とし個別避難計画を作成する。

イ 個別避難計画における避難支援等関係者の範囲

災害対策基本法第49条の14第3項第1号に定める者(避難支援等実施者)とする。

ウ 個別避難計画作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の情報を活用する。

エ 個別避難計画の更新

個別避難計画は随時、更新する。

オ 個別避難計画の提供及び情報の漏洩防止

個別避難計画へ記載された避難支援等実施者へ提供する。

提供を受けた者は、避難行動要支援者に関して知り得た情報の漏洩防止に努める。

カ 円滑に避難できるための情報伝達の配慮

避難行動要支援者名簿に準ずる。

キ 避難支援等関係者の安全措置

避難行動要支援者名簿に準ずる。

**2 安否確認等の体制の構築**

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課】

市は、災害時に避難行動要支援者の安否情報を確認し集約するための体制を検討する。

**3 避難施設等の確保**

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課／社会福祉協議会】

(1) 福祉避難所の確保

市は、施設の安全性確保やバリアフリー化や避難スペースが確保された公共施設等を福祉避難所として指定する。

また、民間の福祉施設で受入れが行われるよう福祉事業者等と協定の締結を進める。

## (2) 介護体制の整備

市は、避難生活時に要配慮者への福祉サービスが行えるよう、社会福祉協議会、福祉事業者等と介助員の配置等の体制を構築する。

## 4 在宅要配慮者への支援

### 【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課】

市は、災害時の避難支援に関する事業について、リーフレットの配布や市ホームページ等で周知する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している障がい者や高齢者に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

## 5 社会福祉施設等における防災対策

### 【社会福祉課／高齢者支援課】

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

### (1) 施設の安全対策

施設の耐震性確保、備蓄、非常用電源装置等の整備

### (2) 組織体制・計画の整備

避難確保計画の作成や、近隣の自治会等との連携

### (3) 防災教育、防災訓練

災害知識や行動に関する防災教育、防災訓練の実施

## 6 外国人への防災対策

### 【消防防災課／秘書広報課】

市は、外国人を要配慮者として位置付け、次の対策を検討する。

(1) 外国語による災害知識や行動等に関するリーフレット等の作成

(2) 避難場所等の標識の多言語化

(3) 教育機関等と連携した防災教育や語学ボランティアの確保

## 第7節 情報連絡体制の整備

### 1 災害通信手段の確保

【消防防災課／山武郡市広域行政組合消防本部】

#### (1) 防災行政無線の整備

市は、災害時の通信を確保するため、市内の公共施設等に防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）を設置しており、災害時に適切な運用が行われるよう、保守・管理を行っていく。

#### (2) 戸別受信機の配備

市は、災害時に適切な情報伝達等が行われるよう、避難施設や社会福祉施設等に戸別受信機の配備を行う。

#### (3) 新たな通信機器の導入

市は、災害時の情報収集と連絡体制の強化のため、移動系防災行政無線等の通信手段の導入を検討する。

また、市民への情報伝達手段として、防災ラジオ等の導入を検討する。

#### (4) その他の通信の活用

市は、「東金市防災メール」や「東金市避難情報等架電サービス」、SNS、スマートフォンアプリの登録を促進するとともに、デジタル防災行政無線の特性を活かし、新たなツールへの連携を進める。

#### (5) 消防通信体制の整備

消防本部は、災害時の消防機関内での連絡系統の確保をより確実にするため、消防防災情報通信施設の整備、連携・協力実施計画に基づき必要となる高機能消防指令センターの更新設備、消防通信ネットワークシステムの強化の推進等、消防通信体制の整備を図る。

### 2 情報連絡体制の整備

【消防防災課】

市は、通信が途絶した場合に、災害情報の収集や防災拠点施設との連絡ができるよう、東金市役所アマチュア無線クラブ、東金アマチュア無線クラブ等による協力体制の構築や非常通信訓練等を実施する。

## 第8節 備蓄・物流計画

### 1 家庭内備蓄等の促進

【消防防災課】

#### (1) 市民、事業所の自助

市民は、最低3日間分・推奨1週間分の食料、飲料水等の備蓄に努める。

事業所は、従業員及び来客者等を含めた3日間分以上の食料、飲料水の備蓄に努める。

#### (2) 市による啓発

市は、市民及び事業所に対し自助として家庭内備蓄等を行うよう啓発を行う。啓発に当たっては、高齢者、乳幼児等をもつ家庭では、医薬品、粉ミルク、哺乳瓶等、食物アレルギーの家族をもつ家庭では、それに対応した食料の備蓄をするよう啓発する。

### 2 市の備蓄の推進

【消防防災課】

市は、県による「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき、防災アセスメント調査の予測結果をもとに、備蓄計画を定め、食料、物資等の備蓄を推進する。

また、備蓄物資の選定に際しては、男女や子育て家庭の要望に配慮した女性用品、乳児用品、障がい者・高齢者用備品といった要配慮者資機材等を備蓄するように努める。

備蓄の対象及び備蓄の目標は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 備蓄の対象者及び期間

発災からの3日間を対象期間とする。4日目からは被災地外からの確保が可能なことを前提とする。対象者は、「防災アセスメント調査（平成26年3月）」に基づき避難所に避難する被災者（1日後）11,206人及び東金市への通勤・通学者のうち、帰宅困難と予想される4,613人とする。

#### (2) 備蓄目標

備蓄目標は、県の「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」（平成24年8月）に基づき作成する。

なお、備蓄物資の選定に際しては、男女共同参画の視点や要配慮者を考慮した目標とする。

#### (3) 備蓄の倉庫の設置

市は、避難所となる学校、コミュニティセンター等に備蓄倉庫の適正配置に努め、また、備蓄品の用途にあわせ分散備蓄や集中備蓄を検討する。

### 3 飲料水等の確保

【企画課／消防防災課】

#### (1) 山武郡市広域水道企業団との連携

市は、山武郡市広域水道企業団と連携して、災害時の給水方法や給水資機材の調達等、災害時の給水体制を確立する。

また、市は、給水計画を整備する。

#### (2) 井戸の活用

市は、災害時における生活水の確保のため、都市公園等に井戸の設置を検討する。

#### (3) 貯水施設等の整備

市は、本格的な給水活動が行えるまでの間の水を確保するため、避難所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽等の整備を検討する。

### 4 物流対策

【消防防災課】

#### (1) 協定の締結

市は、物資等の供給が受けられるように、事業者との応援協定の締結に努める。

また、大量の物資の受入れ、管理、配送に備え、民間物流事業者との協定の締結にも努める。

#### (2) 物資集積場所の指定

市は、大量の物資の受入れ、管理を行うために、市の公共施設等を物資集積場所として指定する。

## 第9節 防災施設の整備

### 1 避難場所・避難所・地区拠点の確保

【消防防災課】

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を公共施設等から選定し指定する。

#### (1) 指定緊急避難場所

市は、災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種類別にコミュニティセンター等を指定緊急避難場所として指定する。

#### (2) 指定避難所

市は、災害対策基本法第49条の7に基づき、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として、一定のスペースを有する建物施設を指定避難所として指定する。

なお、指定避難所は、指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

#### (3) 地区拠点

市は、避難所開設・運営事務を行うにあたり、活動拠点として、市内コミュニティセンターを指定する。

#### ■市の避難場所・避難所

資料編 「避難施設」に定めるものとする。

### 2 福祉避難所の確保

【消防防災課／社会福祉課／高齢者支援課】

市は、第6節3(1)のとおり福祉避難所を指定する。

### 3 避難施設の設備等の整備

【消防防災課／各施設所管課】

市は、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難施設の設備等の整備に努める。

#### (1) 避難場所の整備

避難場所に指定した都市公園等を防災拠点とするため、ソーラー発電式照明や、かまどベンチ、井戸等の整備を検討する。

#### (2) 設備の整備

避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を保つ設備を整備する。

また、市役所との連絡を行えるよう通信設備を整備する。

### (3) 公衆無線 LAN (Wi-Fi) 等の整備

避難場所に指定した施設や避難所に指定した建物について、避難者が正確な情報を入力できるように、公衆無線 LAN (Wi-Fi) を整備しており、災害時に適切な運用が行われるよう適切な保守・管理を行っていく。

### (4) 備蓄及び物資の確保体制

食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄を図る。

また、間仕切り等の被災者のプライバシーを確保する資機材を確保できるようにする。

## 4 避難場所・避難所の開設体制の整備

【消防防災課】

市は、開設する緊急避難場所、避難所への職員の配置や施設管理者との連絡等の体制を定める。また、事前に施設管理者と施設の利用方法について協議に努める。

避難路については、通行上支障となる箇所がないかどうかを点検し、安全な避難行動の確保に努める。

## 5 受援施設の指定

【消防防災課】

### (1) ヘリコプター臨時離発着の指定

市は、情報収集、救助・救急活動、救援物資・人員搬送等を行うヘリコプターの臨時離発着場を指定し、防災関係機関に周知する。

### (2) 応援隊の活動拠点の指定

市は、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊及び広域応援隊を受入れるために、活動拠点を指定する。

## 6 市の防災拠点の整備

【消防防災課／財政課／情報管理課】

市は、災害対策の拠点となる庁舎等について整備を図る。

- (1) 建物の耐震診断・耐震改修
- (2) 非常用電源設備の整備
- (3) 耐震性貯水槽、緊急遮断弁の設置
- (4) 備蓄物資及び備蓄倉庫の整備
- (5) 庁舎内機器、IT設備の耐震化

また、燃料や応急活動用資機材等の確保ができるよう事業者等との協定を締結する。



## 第10節 帰宅困難者支援体制の整備

### 1 一斉帰宅の抑制

【消防防災課／地域振興課／商工観光課／学校教育課／東日本旅客鉄道株式会社】

#### (1) 基本原則の周知・徹底

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底をリーフレットやホームページ等で普及・啓発する。

#### (2) 備蓄等の啓発

市は、企業、大規模商業施設、学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等のための食料・飲料水等の備蓄、安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するように要請する。

#### (3) 情報連絡体制

市は、東日本旅客鉄道株式会社等の公共交通事業者と旅客の避難対応等について協議を行う。

### 2 帰宅支援対策

【消防防災課／地域振興課／東日本旅客鉄道株式会社】

#### (1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、列車、バスの乗客等が帰宅困難となって滞留した場合を想定し、一時的に滞在する施設を指定する。

#### (2) 災害時帰宅支援ステーションの周知

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ホームページや広報紙等を活用した広報を実施する。

※災害時帰宅支援ステーションとは、徒歩帰宅者に対し、水道水やトイレの提供、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報提供を行う店舗等をいう。千葉県を含む九都県市では、徒歩で帰宅する方への支援として、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と帰宅支援協定を締結しており、この協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」としている。

#### (3) 搬送手段の確保

市は、関係機関と連携し、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連同伴者等、自力での徒歩が困難な特別搬送者を対象に、臨時バスやタクシー等の搬送手段を確保するよう努める。

## 第11節 応急活動体制の整備

### 1 災害医療体制の整備

【消防防災課／健康増進課／社会福祉課／高齢者支援課／山武健康福祉センター／（一社）山武郡市医師会／（一社）山武郡市歯科医師会／山武郡市薬剤師会／社会福祉協議会】

#### （1）初動医療体制

市は、山武健康福祉センター、（一社）山武郡市医師会、（一社）山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会等と連携して、災害時の救護班の編成、救護所の設置、傷病者の搬送、医薬品の確保等に関する体制を協議し、具体化を図る。

#### （2）在宅の患者への対応

市は、在宅での療養者を把握し、社会福祉協議会、山武健康福祉センターと連携して巡回健康相談等の体制について協議し、具体化を図る。

### 2 緊急輸送体制の整備

【財政課／消防防災課／東金警察署】

#### （1）緊急輸送道路

隣接都県の主要道路、県内の防災拠点、緊急輸送拠点及びそれらを結ぶ緊急輸送道路を、県において選定し、指定している。

#### （2）緊急通行車両の確保

市は、共用車両について災害時の緊急通行車両の事前届出を東金警察署に行う。また、燃料の優先給油等について燃料販売業者と調整を図る。

### 3 災害ボランティア受入体制の整備

【消防防災課／社会福祉課／社会福祉協議会】

#### （1）ボランティア意識の啓発

市は、「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）等において、県等が主催する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

#### （2）ボランティア受入れ体制の整備

市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れやコーディネートが円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練、必要な資機材の確保等、受入れ体制の確立に努める。

#### （3）ボランティアの育成

市及び社会福祉協議会は、ボランティア団体等に対し、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修会や講習会への参加を促し、防災ボランティアリーダーや災害ボランティアコーディネーターの養成に努める。

#### 4 広域連携の構築

##### 【消防防災課】

市は、大規模災害が発生した場合に、災害対策要員、物資等について広域的な応援を受けられるよう、全国の自治体との相互応援協定や、事業者と応援協定を締結する。

#### 5 廃棄物処理体制の整備

##### 【環境保全課】

市は、防災アセスメント調査の廃棄物量等に基づいて、災害時の廃棄物やし尿処理等について定めた災害廃棄物処理計画を作成する。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部活動

#### 1 配備基準

##### (1) 配備の基準

災害が発生したときの体制は、次のとおりとする。

なお、震度・津波の基準に該当する場合は、配備を自動的に行うものとする。

配備種別	配備基準
第1配備	(1) 市内で震度4を記録したとき (2) 市内で長周期地震動階級3以上が観測されたとき (3) その他市長が必要と認めたとき
第2配備	(1) 市内で震度5弱を記録したとき（自動配備） (2) 東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備） (3) その他市長が必要と認めたとき
第3配備	(1) 市内で震度5強を記録したとき（自動配備） (2) 津波予報区の千葉県九十九里・外房に大津波警報が発表されたとき（自動配備） (3) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき（自動配備） (4) その他本部長が必要と認めたとき
第4配備	(1) 市内で震度6弱以上を記録したとき（自動配備） (2) 津波予報区の千葉県九十九里・外房に大津波警報（高さ10m）が発表されたとき（自動配備） (3) その他本部長が必要と認めたとき

##### (2) 配備の決定

職員の配備は、震度、津波情報に基づく自動配備（参集指示なし）とする。

その他の場合、総務部長は、災害情報及び必要な対策を市長に報告する。市長は、報告に基づいて配備体制及び災害対策本部の設置を決定する。

#### 2 職員の参集

##### (1) 参集方法

勤務時間内の場合、市長は、地震情報から震度を確認し、各部長等に配備及び動員を指示する。各部長等は、所属職員に連絡する。連絡は、電話及び庁内放送等を用いる。

勤務時間外の場合は各部長等からの電話の他、各職員がテレビ、ラジオ等で情報を確認し、配備基準に該当する場合は参集する。

##### (2) 参集場所

参集場所は、各職員の指定された場所又は勤務場所とする。

### 3 災害対策本部設置前の体制

#### (1) 組織

災害対策本部設置前の体制は、災害対策本部の組織を準用する。

#### (2) 指揮

災害対策本部設置前の体制は、総務部長が指揮をとる。総務部長が指揮できない場合は、消防防災課長が指揮をとる。

#### (3) 運営

災害対策本部設置前の活動は、次のとおりである。

- ア 災害情報の収集
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害危険箇所の警戒巡視
- エ 所管施設の警戒巡視及び予防措置
- オ 軽微な被害への応急対策
- カ 住民への災害広報
- キ 指定緊急避難場所の開設準備

#### (4) 災害対策本部への移行

市長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、災害対策本部へ移行する。

### 4 災害対策本部体制

#### (1) 設置基準

災害対策本部は、次の設置基準に該当し、市長が必要と認めたときに設置する。

- ア 市内震度が5強以上を記録したとき
- イ 気象庁が津波予報区「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき
- ウ 東海地震予知情報が発表されたとき
- エ その他市長が必要と認めたとき

#### (2) 設置場所

災害対策本部は、市役所庁舎に設置する。

被災のため使用できない場合は、東金市業務継続計画により定められた順位に従い、仮設の災害対策本部を設置する。

#### (3) 災害対策本部設置の通知

総務対策部は、本部を設置した場合、県、警察署、消防本部、その他必要な防災関係機関等に通知する。

また、本部に関係機関連絡員室を設置し、連絡員の派遣を要請する。

#### (4) 本部の組織

災害対策本部の組織等は、次のとおりである。

ア 本部の組織

本部長 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</li> <li>・本部の設置・廃止の決定、避難指示等の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請の要求権限をもつ。</li> </ul>
副本部長 (副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の補佐をし、本部長に事故あるときはその職務を代理する。</li> </ul>
本部長付 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長が適切に判断するために必要なアドバイスが行えるよう、各部からの情報を収集・分析する。</li> </ul>
本部員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長の命を受け、本部の事務に従事する。</li> </ul>

イ 対策部（東金市災害対策本部条例第3条に定める「部」をいう。）

災害対策を行うため本部に対策部をおく。対策部における部長、副本部長及び部員は、市長（本部長）が指名する。

部 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策部における職員の活動を統括する。</li> <li>・対策部内における人員の配置・補充、他機関との調整等を行う。</li> </ul>
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長の補佐をし、部長に事故あるときはその職務を代理する。</li> </ul>
部 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長の指示にしたがって対策を実行する。</li> </ul>

(5) 本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。

本部会議 メンバー	本部長、副本部長、本部長付、総務対策部長、企画政策対策部長、市民福祉対策部長、経済環境対策部長、都市建設対策部長、教育対策部長、医療担当部長、議会事務局長、消防団長、消防長が指名した消防吏員、警察署長が指名した警察官、その他本部長が必要と認める者
本部会議 の協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置</li> <li>・避難所・救護所等の開設</li> <li>・避難指示等</li> <li>・自衛隊派遣要請の要求</li> <li>・応急対策の方針</li> <li>・県及び他市町村への応援要請</li> <li>・遺体収容所の設置</li> <li>・その他重要事項</li> </ul>

(6) 指揮権限の委任

災害対策本部の指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、東金市業務継続計画の定めに従い、次の順位によりその権限を委任する。

- 1位 副本部長（副市長）
- 2位 総務対策部長（総務部長）
- 3位 企画政策対策部長（企画政策部長）
- 4位 市民福祉対策部長（市民福祉部長）
- 5位 経済環境対策部長（経済環境部長）

6位 都市建設対策部長（都市建設部長）

**（7）現地対策本部**

本部長は、応急対策を実施するうえで、必要と認める場合、現地対策本部を設置する。

**（8）災害対策本部の廃止**

本部長は、災害の発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止する。廃止の通知は、設置時の通知と同様に行う。

<b>5 災害対策本部廃止後の体制</b>
-----------------------

災害対策本部廃止後において、被災者対策等が必要な場合は、災害対策本部組織及び災害対策本部事務分掌に基づき、業務を継続する。

災害対策本部組織



注) 各対策部において、部長級職員（対策部長を除く）については、部長を補佐するものとする。

なお、該当があった場合は、別途「東金市地域防災計画に基づく防災対応マニュアル」に示すものとする。



災害対策本部の事務分掌

部	所属課	事務分掌			
総務 対策部	総務課 消防防災課 議会事務局 選挙管理委員 会事務局 監査委員事務 局	1 本部の庶務に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 職員の動員及び配備体制の決定に係る連絡に関すること。 4 各種通信の確保に関すること。 5 防災行政無線による関係機関又は市民への連絡に関すること。 6 無線による被害情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。 7 気象、地震、津波情報の収集及び伝達に関すること。 8 防災関係機関との連絡調整に関すること。 9 千葉県防災情報システムによる報告に関すること。 10 県及び他市町村への応援要請に関すること。 11 自衛隊の派遣及び撤収要請に関すること。 12 応援隊の受入れに関すること。 13 避難指示等の伝達に関すること。 14 避難所等の開設場所の指示に関すること。 15 災害対策従事者の食料等の調達に関すること。 16 激甚災害指定の手続きに関すること。 17 広域応援の統括に関すること。 18 災害救助法の事務に関すること。 19 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 20 本部の移転及び仮設に関すること。			
		財政課	1 災害対策の予算及び資金に関すること。 2 市所有車の配車計画及び車両の借上げに関すること。 3 災害時緊急通行車両に関すること。 4 災害対策に係わる物品の調達及び工事等の契約に関すること。 5 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 6 燃料の確保に関すること。		
			課税課 収税課	1 住家の被害認定調査に関すること。 2 罹災証明書及び被災証明書の発行に関すること。 3 被災納税者の減免等に関すること。	
				会計課	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 災害見舞金、義援金等の保管及び出納に関すること。
					企画 政策 対策部
			地域振興課	1 自治会との連絡に関すること。 2 公共交通機関の運行に関する情報の収集及び提供に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。 4 コミュニティセンターの被害調査及び保全管理に関すること。	
				秘書広報課	
		情報管理課	1 情報システムに係る庁内・運用支援及び調整に関すること。		

部	所属課	事務分掌
市民福祉対策部	社会福祉課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 避難所における要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 (1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同) 4 災害ボランティアの受入れに関する連絡調整に関する事。 5 災害援護資金に関する事。 6 被災者の生活相談に関する事。 7 災害弔慰金、見舞金、被災者生活再建支援金に関する事。 8 義援金の配分に関する事。
	市民課 国保年金課	1 避難者の把握及び避難所の連絡調整に関する事。 2 避難所等の開設及び運営に関する事。 3 人的被害の調査及び被災者台帳の作成に関する事。 4 遺体の収容、処理及び身元確認に関する事。 5 埋火葬に関する事。
	高齢者支援課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 避難所における要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 (1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同) 4 所管施設の利用者の避難に関する事。
	子育て支援課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 避難所における要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 (1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同) 4 所管施設の利用者の避難に関する事。
	こども課	1 避難行動要支援者の安否確認に関する事。 2 避難所における要配慮者の支援に関する事。 3 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 (1～3は社会福祉課、高齢者支援課、子育て支援課、こども課の共同) 4 園児等の避難及び保護に関する事。 5 災害時の応急保育に関する事。
	健康増進課	1 被災者の医療及び助産に関する事。 2 避難者の健康管理に関する事。 3 医薬品等衛生器材の確保、配分に関する事。 4 傷病者の搬送に関する事。 5 被災地の防疫及び消毒に関する事。 6 山武健康福祉センター及び医療機関との連絡調整に関する事。 7 東金市保健福祉センターの施設管理及び保全に関する事。 8 救護所の運営に関する事。
経済環境対策部	農政課 農業委員会事務局	1 農林業の災害対策に関する事。 2 食料及び生活必需品等の調達及び供給に関する事。 3 救援物資の受入れ、管理及び供給に関する事。 4 炊き出しの支援に関する事。 5 家畜等の防疫に関する事。 6 被災農家に対する緊急融資に関する事。 7 治山施設の応急対策に関する事。
	商工観光課	1 食料及び生活必需品等の調達及び供給に関する事。 2 救援物資の受入れ、管理及び供給に関する事。 3 炊き出しの支援に関する事。 4 所管施設の災害対策に関する事。 5 被災商工業者に対する融資に関する事。

部	所属課	事務分掌	
経済環境対策部	環境保全課	1	清掃施設の被害調査に関すること。
		2	放浪動物及び家庭動物の対応に関すること。
		3	飲料水の安全確保に関すること。
		4	被災地及び避難所等のし尿、塵芥等の処理に関すること。
		5	仮設トイレの設置に関すること。
		6	被災地の廃棄物状況調査及び処理方法に関すること。
		7	環境モニタリングに関すること
	ガス課	1	ガス施設の被害調査及び保全管理に関すること。
		2	ガス施設の応急対策、復旧に関すること。
		3	ガスに関しての災害に対する広報に関すること。
		4	ガスの安全管理に関すること。
		5	関係機関との連絡調整に関すること。
		6	ガス関係業者への協力要請に関すること。
都市建設対策部	建設課	1	所管する道路、橋梁、河川所管施設の応急対策及び被害調査に関すること。
		2	水防法に基づく水防活動に関すること。
		3	道路規制等について、交通関係機関及びその他の関係機関との連絡調整に関すること。
		4	所管施設の障害物の除去に関すること。
		5	崖崩れの応急対策及び復旧に関すること。
	都市整備課	1	住宅等の障害物の除去に関すること。
		2	応急仮設住宅に関すること。
		3	住宅の応急修理に関すること。
		4	災害公営住宅の整備に関すること。
		5	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。
		6	住家の被害認定調査の協力に関すること。
		7	市営住宅及び公園施設の被害調査に関すること。
	下水対策課	1	公共下水道及び農業集落排水施設の被害調査及び保全管理に関すること。
		2	公共下水道及び農業集落排水施設の復旧に関すること。
		3	関係機関・業者への協力要請に関すること。
教育対策部	教育総務課	1	教育関係施設の被害調査及び保全管理に関すること。
		2	所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。
	学校教育課	1	所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。
		2	園児、児童及び生徒の避難に関すること。
		3	災害時の応急教育に関すること。
		4	災害時の応急保育に関すること。
		5	被災児童・生徒に対する学用品等の支給に関すること。
		6	災害時における学校給食に関すること。
	生涯学習課	1	所管施設の被害調査及び保全管理に関すること。
		2	所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。
		3	所管施設の利用者の避難に関すること。
		4	文化財の被害調査及び対策に関すること。
	スポーツ振興課	1	所管施設の被害調査及び保全管理に関すること。
		2	所管施設における避難所等の開設及び運営に関すること。
		3	所管施設の利用者の避難に関すること。

部	所属課	事務分掌
消防部	消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防施設の被害調査及び保全管理に関すること。</li> <li>2 避難指示等の伝達及び誘導に関すること。</li> <li>3 被害状況の調査に関すること。</li> <li>4 被災者の救急及び救助に関すること。</li> <li>5 給水活動に関すること。</li> <li>6 行方不明者の調査に関すること。</li> <li>7 消防団員の動員に関すること。</li> <li>8 消防活動に関すること。</li> </ol>
共通する事項		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部等の庶務に関すること。</li> <li>2 各部等の職員の動員・配備に関すること。</li> <li>3 所管事項(施設、団体等)に関する被害状況及び災害対策活動等の情報収集及び報告に関すること。</li> <li>4 所管施設の災害予防及び災害復旧に関すること。</li> <li>5 所管施設への気象予警報の伝達に関すること。</li> <li>6 他の部の応援に関すること。</li> <li>7 避難所の運営に関すること。</li> <li>8 本部長の命による特命事項に関すること。</li> <li>9 関係機関・団体・ボランティアへの応援要請及び連絡調整に関すること。</li> </ol>

## 第2節 情報収集・伝達

### 1 情報連絡体制

【総務対策部】

#### (1) 通信手段の確保

総務対策部は、次の通信手段を用いて通信を行う。

- ア 災害時優先電話  
災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。
- イ 防災行政無線（同報系）  
市民等に対し一斉放送により情報を伝達する。
- ウ 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等  
県が設置している千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）等により県、防災関係機関との連絡、総務省消防庁への報告を行う。
- エ 緊急速報メール、東金市防災メール、スマートフォンアプリ、ツイッター  
市民等に対し、一斉送信により、情報を伝達する。
- オ 消防団無線  
各班の車両等に市内の情報収集や災害現場との連絡を行う。
- カ アマチュア無線  
市役所アマチュア無線クラブ、東金アマチュア無線クラブにより、災害現場及び避難所等と連絡する。
- キ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）  
全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、市に伝達された津波警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。

#### (2) 通信手段が使用不能となった場合の措置

市は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し通信の確保を図る。

- ア 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
  - (ア) 警察通信施設
  - (イ) 東日本電信電話株式会社
  - (ウ) 東京電力パワーグリッド株式会社
- イ 上記以外の機関

#### (3) 災害時における放送及び緊急警報放送の要請

県は、災害対策基本法第55条及び第56条に規定する災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、別に定める「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請を行う。

総務対策部は、市が行う避難指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、県の定める「緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について」により、県を通じ日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

## 2 地震・津波情報の伝達・収集

【災害対策本部／銚子地方気象台】

銚子地方気象台は、次の地震・津波情報を伝達する。

## (1) 地震に関する情報

地震に関する情報は、次のとおりである。

## ■地震に関する情報の種類

種 類	内 容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表</li> <li>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表</li> </ul>
各地の震度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</li> <li>震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</li> </ul>
遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>国外で発生した地震について、マグニチュード7.0以上又は著しい被害が発生する可能性がある地域で、都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表</li> <li>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表</li> </ul>
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

(2) 津波に関する情報

津波に関する情報は、次のとおりである。本市に係る津波予報区は、千葉県九十九里・外房である。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大
		5m<高さ≤10m	10m	
		3m<高さ≤5m	5m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)

■津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

■津波予報の種類

発表される場合	内容
津波が予想されないとき(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 特別警報

気象庁は、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、「特別警報」を発表する。地震・津波の場合は、次の内容を特別警報に位置づけている。

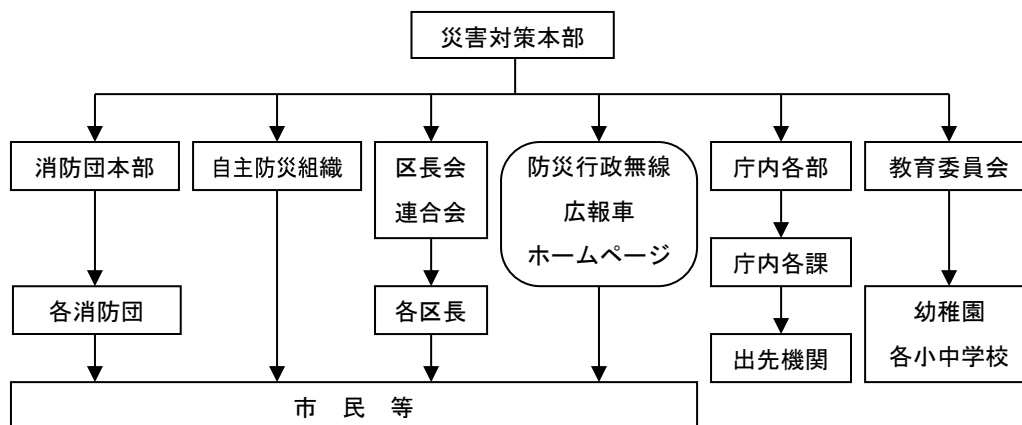
■地震・津波に関する特別警報

種類	内容
地震 (地震動)	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上又は長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)

(4) 情報の伝達

災害対策本部は、津波・地震情報等について、防災行政無線(同報系)、広報車等により市民に周知する。情報の伝達系統は、次のとおりである。

なお、気象庁が配信する「緊急地震速報」や「津波警報」、市が配信する「災害・避難情報」等は、緊急速報メールとして配信される。



3 災害情報の収集・報告

【全ての対策部】

(1) 異常現象等の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市又は警察署に通報する。通報を受けた警察署は、その旨を速やかに市に通報する。

総務対策部は、通報を受けた場合、次の機関に通報する。

- ア 銚子地方気象台
- イ その災害に関係のある近隣市町村
- ウ 最寄りの県出先機関、警察署及び消防本部

(2) 初期情報の収集・報告

総務対策部は、異常現象発見の通報を受けたとき、又は災害の発生が予想されるとき、



調査班を派遣し、現場の状況を確認する。

また、所管施設を巡回し、所管施設の警戒監視に当たる。

水資源機構は、管理施設に異常が認められた場合、市災害対策本部へ連絡する。市は、必要に応じて広報を行う。

### (3) 被害調査

各対策部は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。各対策部は、調査した結果をまとめ、総務対策部に提出する。担当及び調査対象は、次のとおりである。

#### ■調査の担当及び対象

担当	調査対象
総務対策部	被害状況全般とりまとめ
	庁舎被害
	住家被害
企画政策対策部	上水道施設被害（山武郡市広域水道企業団及び九十九里地域水道企業団と連携）
	コミュニティセンター施設被害
市民福祉対策部	東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）被害
	所管する障がい者（児）福祉施設等被害
	所管する老人福祉施設等被害
	所管する児童福祉施設等被害
	所管する保育所等被害
経済環境対策部	人的被害
	農作物被害、農業施設被害、林業被害、治山施設
	商業被害、工業被害、観光施設被害
	清掃施設被害
都市建設対策部	ガス施設被害
	道路・橋梁、河川、崖崩れ等公共土木施設被害
	市営住宅被害、公園施設被害
教育対策部	公共下水道及び農業集落排水施設被害
	教育施設被害
	図書館、その他文化施設等被害
	体育施設被害

## 4 災害報告

【総務対策部／県】

### (1) 地震発生時の通報

総務対策部は、震度4以上を記録した場合、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話、ファクシミリ又は県防災行政無線により県災害対策本部事務局に連絡する。

ただし、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、震度5強以上を記録した地震にあつては、「火災・災害即報要領」により被害の有無を問わず、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

消防本部は、同時多発の火災等により通報が殺到したときは、その旨を国（消防庁）及び県に報告する。

### (2) 県への報告

市長（本部長）は、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

県へ報告すべき事項は次のとおりである。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度等は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

（ア）災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

（イ）主な応急措置の実施状況

（ウ）その他必要事項

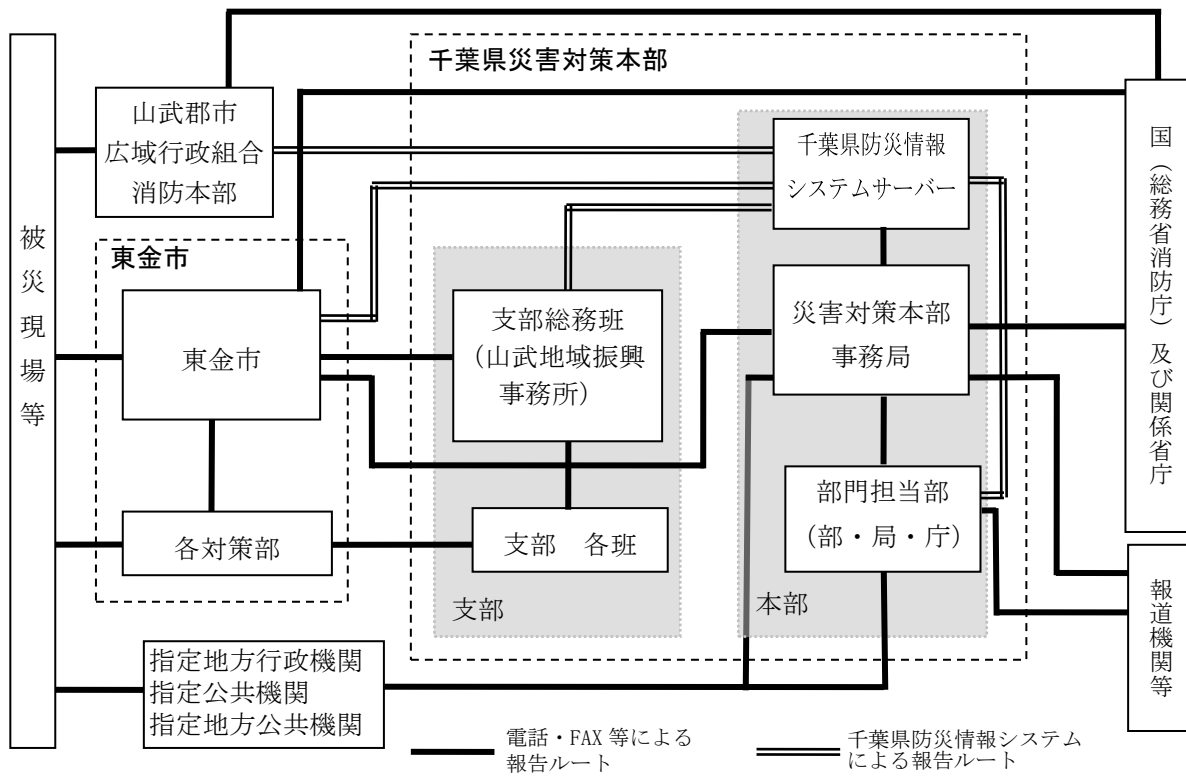
カ 災害による市民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要な事項

また、被害情報等の報告経路概要図は、次のとおりである。

■ 報告経路概要図



### (3) 報告責任者の選任

市及び防災関係機関は、次の基準により、あらかじめ被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	所掌事務	市	防災関係機関
総括責任者	市及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	本部長	各機関に1名
取扱責任者	市及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	各部長	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

### (4) 留意事項

ア 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動に当たるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報等被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集、報告する。

ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、自治会を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

カ 罹災世帯・罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

キ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について情報収集する。

県は、市町村等と連携の上対応する。

■ 県への報告一覧

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市 消防本部	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況 3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告 4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難指示等の状況、避難所の設置状況等について報告	①覚知後直ちに ②第1報の後、詳細が判明の都度、直ちに[電話、FAX]
	支部総務班	1 庁舎等の状況 2 庁舎周辺の被害状況 3 支部管内の出先機関及び市町村からの情報 4 支部管内の出先機関の職員参集状況	
	部門担当部 防災関係機関	個別の災害現場の概況及び当該災害に対する具体的な対応状況等	
災害総括報告	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民等避難等の状況	①原則として1日2回9時、15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	確定時報告	市 同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるため、正確を期すること。 1 被害情報 市内の全般的な被害状況(件数) 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、市民等避難等の状況 3 被害額情報 市内の施設被害及び産業別被害額	
	年報	4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告	4月20日まで [端末入力及び文書]
部門別被害額総括報告	部門担当部	各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告	応急対策終了後10日以内[文書等]
災害詳細報告	市	災害総括報告で報告した被害情報の内容(日時、場所、原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として1日2回9時、15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [電話、FAX及び端末入力]
	部門担当部	農林水産、県土整備、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、機能障害の状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①②同上 [電話、FAX]

注) 防災関係機関とは、指定公共機関、指定地方公共機関、輸送関連施設管理者、ライフライン機関及びその他防災上重要な施設の管理者をいう。

## 第3節 災害広報

### 1 一般広報

【総務対策部／企画政策対策部】

市は、災害の推移や緊急度により、次の手段によって住民への広報を行う。

#### (1) 広報手段

広報手段は、次のとおりである。

- ア 防災行政無線（同報系）
- イ 東金市防災メール、スマートフォンアプリ、ツイッター、LINE
- ウ 緊急速報メール
- エ 東金市ホームページ
- オ 災害広報紙
- カ 広報車による巡回

#### (2) 広報内容

広報内容は、次のとおりである。

- ア 災害発生時の広報
- イ 火災等の二次災害防止に関する情報
- ウ 被害に関する情報
- エ 市の災害対策関係及び活動状況に関する情報
- オ 避難指示等に関する情報
- カ 被災者支援に関する情報

#### (3) 区長回覧の実施

企画政策対策部は、必要に応じ臨時の災害広報紙を作成し、各自治会長を通じて各世帯に配布する。

#### (4) 災害記録の保存・公表

企画政策対策部は、被災状況や対策実施状況等の災害記録を保存し、必要に応じて公表する。

#### (5) 安否不明者の氏名情報等の公開

安否不明者の氏名情報等の公開については、県の定める方針に基づき実施する。

### 2 避難所での広報

【市民福祉対策部／企画政策対策部】

市民福祉対策部及び企画政策対策部は、避難所内に掲示板を設置して広報等の情報揭示を行うとともに、避難所運営委員会を通じて災害広報紙を配付する。

また、要配慮者に対しては、状況に応じた情報伝達に努める。

### 3 報道機関への対応

【企画政策対策部】

#### (1) 広報の要請

企画政策対策部は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、救援物資等の支援に関する広報を要請する。この際、情報及び必要な資料等を提供する。

#### (2) 報道発表

企画政策対策部は、市役所本庁舎等に記者発表場所を設置し、定時型の記者発表を行う。

また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

発表内容は、あらかじめ本部会議に諮ったものとする。

##### ■記者発表

記者発表場所	東金市役所
発表者	第1位 本部長 第2位 副本部長 第3位 総務対策部長
発表内容	・被害の状況 ・応急対策の内容 ・応援等の要請

#### (3) 取材活動への対応

取材活動は本部長の許可を得た者のみとし、電話による取材は受け付けないことを基本とする。避難所等における被災者への取材は、地域の自主防災組織等、避難所運営委員会が許可したもののみとする。

総務対策部は、災害対策本部内への立入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、避難者等のプライバシー等に配慮をするよう報道機関に要請する。

### 4 被災者相談

【市民福祉対策部】

市民福祉対策部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、市役所に相談窓口を設置する。

また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各対策部の担当者を置くとともに、市職員のほか、法律、福祉等の関係団体等に専門家の派遣を要請して配置する。

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

## 第4節 自衛隊の災害派遣

### 1 災害派遣要請

【総務対策部／自衛隊】

#### (1) 災害派遣要請

本部長は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、千葉県防災行政無線又は一般加入電話等により要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

#### ■災害派遣要請の手続き

連絡先	県防災危機管理部防災対策課
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の情况及び派遣を要請する事由</li> <li>・派遣を希望する期間</li> <li>・派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>・連絡場所、連絡責任者、宿営地の状況等その他参考となるべき事項</li> </ul>

#### (2) 災害派遣の範囲

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりである。

#### ■災害派遣の範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。



炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付 又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及 び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

※防衛省防災業務計画

## 2 受入体制

【全ての対策部／自衛隊】

市は、自衛隊の災害派遣要請を要求した場合、各対策部で作業計画を作成し、次のような対応を行う。

### (1) 作業計画の作成

- ア 作業箇所及び作業内容
- イ 作業箇所別必要人員及び必要機材
- ウ 作業箇所別優先順位
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### (2) 資機材の準備

必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。

### (3) 集結場所等

受入れは次のスペースが確保できる場所とし、候補地は東金文化会館駐車場とする。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター離発着場

### (4) 連絡窓口

災害対策本部に連絡員の派遣を要請し、調整を行う。

(5) ヘリコプター臨時離発着場

市が指定した場所をヘリコプター臨時離発着場とする。

なお、ヘリコプター離発着場に必要な広さは、次のとおりである。

機 種	広 さ
TH-480	約 30m × 30m
OH-1	約 35m × 35m
UH-1、UH-2、AH-1	約 36m × 36m
UH-60、AH-64	約 50m × 50m
CH-47	約 100m × 100m
EC-225	約 48m × 48m

**3 自衛隊の自主派遣**

【自衛隊】

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を自主派遣することができる。

**4 経費の負担区分**

【自衛隊】

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、複数の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 資機材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費
- (2) 資機材等の借上料及び修繕費
- (3) 宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (4) 宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

**5 撤収要請**

【総務対策部／自衛隊】

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、知事に派遣部隊の撤収要請の依頼を行う。

## 第5節 広域応援要請

### 1 自治体等への応援要請

【総務対策部／経済環境対策部／山武郡市広域水道企業団】

#### (1) 県への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

##### ■県への応援要請手続き

要請先	県防災危機管理部	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
応援の要求	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の状況</li> <li>・応援を必要とする理由</li> <li>・応援を希望する人員、物資等の品名、数量</li> <li>・応援を必要とする場所・活動内容</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	災害対策基本法第68条

#### (2) 指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請又はその派遣について知事に対しあっせんを求める。

##### ■指定地方行政機関等への応援要請手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）	
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送付）	
職員派遣・あっせん要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣の要請・あっせんを求める理由</li> <li>・職員の職種別人員数</li> <li>・派遣を必要とする期間</li> <li>・派遣される職員の給与その他勤務条件</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	派遣：災害対策基本法第29条 あっせん：災害対策基本法第30条 地方自治法252条の17

#### (3) 他市町村への応援・援助要請

本部長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における相互援助に関する協定」等に基づき、県内外の他市町村長に応援及び援助の要請を行う。

#### (4) 水道事業者等の相互応援

山武郡市広域水道企業団は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

#### (5) ガス事業者間の相互応援

本部長は、ガスの応急措置を実施するため必要があると認めるときは、房総ガス協議会及び日本ガス協会（関東中央部会）に応援要請を行う。

## (6) 経費の負担

ア 国又は他都県、市町村から市に職員派遣を受けた場合

国又は他都県、市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。

イ 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

## (7) 応援隊の受入れ・活動支援

総務対策部は、各対策部からの応援要請に基づき応援隊の派遣について、応援先の自治体等と調整し、受入れを行い、応援隊を担当する対策部に配分する。各活動現場においては、各対策部が応援者の業務について対応する。

なお、宿泊、食料、資機材等については、原則として応援隊に要請する。

## 2 消防の広域応援要請

【総務対策部／山武郡市広域行政組合消防本部】

### (1) 消防相互応援

消防長は、県内消防機関による広域的な応援の必要を認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及び「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、市長に報告の上、広域応援統括消防機関を通じて、県内消防機関に迅速な応援を要請する。

### (2) 緊急消防援助隊

本部長又は消防長は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認めるときは、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、知事に連絡をとることができない場合、直接消防庁長官に要請するものとする。

### (3) ヘリコプターの派遣要請

本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、県にヘリコプターの派遣を要請する。

### (4) 応援隊（消防機関）の受入れ

応援隊（消防機関）の受入れ場所は、アクアパーク（家徳地先）及び家徳スポーツ広場とする。受入れは消防本部が対応する。

## 3 協定締結団体への要請

【全ての対策部】

各対策部は、応援協定を締結している民間団体等に対し、協力を要請する。

## 第6節 避難対策

### 1 地震・津波避難の原則

【市民】

#### (1) 地震の避難

地震が発生した場合、市民は、揺れが収まり身の安全が確保された後に、一時避難場所に集合し、自治会、自主防災組織等の協力のもと無事を確認する。火災等の発生により危険な場合は、避難指示等や誘導がなくても自身の身の安全を確保できる場所へ避難する。

その後、安全が確認され自宅の耐震性が確保されている場合、自宅にもどり生活を継続する。

#### (2) 津波の避難

大津波警報（10m、10m超）が発表された場合は、津波浸水が予想される地域では、避難指示等や誘導がなくても浸水想定区域外へ避難する。

### 2 避難指示等

【災害対策本部／総務対策部】

#### (1) 避難指示等の発令

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための「警戒レベル4 避難指示」を発令する。

更に、本部長は、避難指示等に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「警戒レベル3 高齢者等避難」を伝達する。

※「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、住民等を立ち退かせるものである。

■避難の種類及び発令基準

種類	内容	基準
警戒レベル3 高齢者等 避難	危険の切迫性があり、避難に時間を要する人（高齢者等）は避難する	
警戒レベル4 避難指示	危険の切迫性があり緊急的に避難する	(1) 大津波警報が発表されたとき (2) 火災の拡大により、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき (3) 崖崩れ等の地変が発生し、又は発生するおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき (4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき (5) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

■避難指示等の発令権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	・災害の発生により市長（本部長）がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
知事及びその命を受けた県職員	・洪水又は高潮により著しい危険が切迫しているとき ・地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条 地すべり防止法第25条
警察官 海上保安官	・市長（本部長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ・市長（本部長）から要求があったとき ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官、海上保安官がいないとき	自衛隊法第94条

(2) 避難指示等の伝達

避難指示等の内容は、次のとおりとする

- ア 避難の理由
- イ 避難指示等の対象区域
- ウ 避難先
- エ 避難経路

(3) 県等への報告

総務対策部は、知事、東金警察署、消防本部に対し、避難指示等の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

(4) 解除

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるとき、避難指示等を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

3 警戒区域の設定

【災害対策本部／総務対策部】

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。</li> </ul>	災害対策基本法第63条
知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長（本部長）に代わって実施しなければならない。</li> </ul>	災害対策基本法第73条
消防長 消防署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス、火薬又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。</li> </ul>	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。</li> </ul>	消防法第28条
警察官	<p>次の場合、上記に記載する市長（本部長）等の職権を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき</li> <li>消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき</li> <li>消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき</li> </ul>	<p>災害対策基本法第63条</p> <p>消防法第23条の2</p> <p>消防法第28条</p>
警察官 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長（本部長）が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき</li> <li>市長（本部長）から要求があったとき</li> <li>人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき</li> </ul>	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長（本部長）若しくは市長（本部長）の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する本部長等の職権を行うことができる。</li> </ul>	災害対策基本法第63条



## 4 避難所等の開設

【総務対策部】

### (1) 避難所等の開設

総務対策部は、避難者の状況を確認し、開設する避難所等を決定する。

避難所担当職員は、地区拠点であるコミュニティセンターに参集し、その後、開設指示のあった避難所の開設に向かう。

避難所は小中学校から優先的に開設し、災害の規模及び避難者の状況に応じて市の公共施設、市以外が所有する施設と、避難所として開設する施設を拡大していく。

### (2) 避難者の受入れ

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の健康状況等の把握を行う。

## 5 避難所の運営

【市民福祉対策部／教育対策部】

市は、家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合、対策部ごとに班編成を行い、次のような避難所の運営支援を行う。班編成及び避難所運営業務の詳細については「東金市避難所開設・運営マニュアル」に準拠する。

なお、「避難生活が長期化する場合」とは、最初の避難者があってから継続して3日間以上、避難所における生活を余儀なくされた場合をいう。

### (1) 避難所運営体制の確立

避難所運営は原則として、自治会、自主防災組織等の避難者を中心に行うものとするが、避難所運営委員会が設置されるまでの間、避難所担当職員は、住民組織を中心とした避難所運営委員会を立ち上げ運営支援を行う。運営に当たっては、男性だけでなく女性の参画を求めるとともに、性別での役割固定化や、役割分担に偏りが無いよう配慮する。

### (2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、地区拠点に避難所事務室を開設し、運営の拠点とする。

### (3) 避難者の管理

避難所担当職員は、避難所運営委員会の協力を得て、避難世帯調査票、避難者名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

なお、避難所への名簿掲示などの避難者情報の広報に際しては、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応する。

### (4) 指定避難所以外の被災者の把握

市民福祉対策部は、指定避難所以外に自宅、地区の集会場等で避難生活を余儀なくされている被災者の情報把握に努める。

## 6 避難所設備の整備

【市民福祉対策部／教育対策部】

### (1) スペースの確保

市民福祉対策部及び教育対策部は、避難所運営委員会や施設管理者に指示し避難所のスペースを確保し、要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等の専用エリアの区分、男女別更衣室、物干場、授乳室、女性用トイレの設置等に配慮するとともに、被災者のプライバシー及び安全の確保に努める。

避難生活が長期化する場合、関係対策部と協議の上、避難所生活の環境整備に努める。

### (2) 設備・備品の整備

避難生活に必要な設備・備品を整備する。特に、季節の特性や要配慮者に配慮する。市民福祉対策部及び教育対策部は、関係対策部等と連携し必要な設備の確保を指示する。

## 7 避難者への支援

【市民福祉対策部／経済環境対策部】

### (1) 食料、物資の供給

市民福祉対策部は、避難所職員から必要数を把握し総務対策部に報告し、経済環境対策部が食料、物資を供給する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への食料、物資の配付は、避難所運営委員会が実施するが、女性用品は女性が配付するなど、配慮する。

食料、物資の供給は、自宅や指定避難所以外に避難を余儀なくされている避難者にも避難所の避難者と同様に対応するよう努める。

### (2) 衛生対策

市民福祉対策部は、経済環境対策部、避難所運営委員会、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持に努めるよう指導を行う。

避難所運営委員会は、ゴミ捨てや清掃ルールを定め、定期的に避難者で清掃を行う。

### (3) 食中毒等の予防

市民福祉対策部は、食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

### (4) 入浴対策

市民福祉対策部は、自衛隊の入浴支援、近隣のホテル、旅館等の入浴施設等を確保し、被災者に提供する。

### (5) 健康管理対策

市民福祉対策部は、感染症等の予防のため、健康管理に努める。

なお、市民福祉対策部は山武健康福祉センターの協力を得て、避難所内での健康相談や巡回医療等を実施する。心のケア等にも配慮する。

### (6) 被災者意見等の聴取

市民福祉対策部は、避難所で被災者等の要望や意見を収集し整理する。

## 8 要配慮者の避難対策

【市民福祉対策部】

### (1) 避難生活での配慮

市民福祉対策部は、要配慮者専用スペースや間仕切りの設置等、要配慮者の避難所生活に配慮できるよう支援を行う。

### (2) 福祉避難所の開設

市民福祉対策部は、第7節3のとおり開設する。

## 9 広域避難

【総務対策部】

### (1) 協定による広域避難の要請

総務対策部は、他市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合、あらかじめ締結している相互応援等の協定に基づき、協定の相手方に受入れを要請する。

### (2) 広域一時滞在

総務対策部は、災害対策基本法第86条の8に基づき、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れは、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

## 10 避難所の集約及び解消

【総務対策部／市民福祉対策部】

総務対策部及び市民福祉対策部は、避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

## 第7節 要配慮者対策

### 1 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援

【市民福祉対策部／自治会／自主防災組織／民生委員等】

市は、避難行動要支援者の安否確認及び避難支援について、個別避難計画に基づき、自治会、自主防災組織、民生委員等と連携して行う。

### 2 避難所での対応

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

#### (1) 要配慮者の把握

市民福祉対策部は、避難所を巡回し要配慮者の健康状況を確認することを社会福祉関係団体等に要請する。

また、確認した結果、必要がある場合は、福祉施設や医療機関への収容等の措置をとる。

#### (2) 生活支援

市民福祉対策部は、要配慮者の避難所生活を支援するために、障がい者用仮設トイレ、携帯トイレ、間仕切り等の資機材の確保や専用スペースの指定を指示する。

また、社会福祉協議会、福祉団体、介護事業者と連携して、福祉サービスの提供を行うよう体制を整備する。

### 3 福祉避難所の開設

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

市民福祉対策部は、要配慮者を福祉避難所に収容する。避難所から福祉避難所や福祉施設等への移送には、社会福祉協議会等福祉関係団体の福祉車両を使用する。

また、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、ボランティア等の専門家によるサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

### 4 施設入所者等への対策

【市民福祉対策部／社会福祉施設等】

社会福祉施設等の管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷者を救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

## 5 外国人に対する対策

### 【企画政策対策部／県】

企画政策対策部は、避難者に日本語が不自由な外国人がいる場合は、県、教育機関等と協力して、通訳を確保し、多言語による災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

## 第8節 消防・救助救急

### 1 消防活動

【総務対策部／消防部／山武郡市広域行政組合消防本部】

#### (1) 活動体制

消防本部は、大地震の発生により、津波や火災等の災害発生が予測された場合は「警防本部」を設置する。消防長は本部長となり、警察、自衛隊との調整を含めて、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括するものとする。

#### (2) 安全確保を原則

地震・津波発生時には、住民の生命、身体的安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

#### (3) 活動の基本

ア 山武郡市広域行政組合消防本部

##### (ア) 避難所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の消防活動を行う。

##### (イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

##### (ウ) 消火の可能性の高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行う。

##### (エ) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

##### (オ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

イ 消防部

##### (ア) 出火防止

火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民等に対し、出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。出火した場合は、市民等と協力して初期消火を行う。

##### (イ) 消火活動

消防本部の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防本部と協力して行う。

##### (ウ) 救助救急

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難指示等がなされた場合は、これを市民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民等を安全に避難させる。

(4) 惨事ストレス対策

消防本部は、消防職員等の惨事ストレス対策を講じる必要がある場合、必要に応じて精神科医等の専門家の派遣を国等に要請する。

(5) 市民・自主防災組織・事業所の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防署員が到着した場合にはその指示に従う。

また、市民及び自主防災組織は、電力復旧時の通電火災の発生、消火後の再燃等を防止するため、避難する際のブレーカーの切断を確認するなど、被災地の警戒・巡視を行う。

事業所は、周辺の火災の消火活動、倒壊建物からの救出、避難誘導等、地域の防災活動に協力する。

## 2 救助活動

【総務対策部／消防部／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署／東金建設業協同組合】

(1) 行方不明者情報の収集

消防本部は、災害により要救出者、行方不明者が発生した場合は、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防本部及び消防部は、救助隊を編成、救助資機材等を準備し行方不明者情報をもとに救助活動を行う。

災害の状況等により救助活動が困難な場合は、警察署、緊急消防援助隊等の応援を要請する。

また、車両、特殊機械器具が必要な場合は、東金建設業協同組合等に出動を要請する。

(3) 警察の救助活動

東金警察署は、次の要領で活動を行う。

ア 救出・救護活動に当たっては、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興業場その他多人数の集合する場所等を重点に行う。

イ 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救急隊、救護班等に引き継ぐか、又は車両を使用し、速やかに医療機関に収容する。

(4) 市民・自主防災組織・事業所の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

### 3 救急活動

【消防部／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署／県】

消防本部は、救助現場から救護所又は災害拠点病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

### 4 水防活動

【災害対策本部／経済環境対策部／都市建設対策部／消防部／

東金警察署／東金建設業協同組合／山武土木事務所】

地震後の水防活動は、風水害等編第2章第8節「警戒巡視・水防活動」に基づき行う。

### 5 危険物等の対策

【山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署／関東東北産業保安監督部／  
山武保健福祉センター／県】

#### (1) 高圧ガス保管施設の応急対策

県及び消防本部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関へ連絡する。

#### (2) 石油類等危険物保管施設の応急対策

消防本部は、危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出・爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置並びに施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民等に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

エ 危険物による災害発生時の自主防災体制の構築と活動要領の制定

#### (3) 火薬類保管施設の応急対策

県及び関東東北産業保安監督部は、火薬類保管施設の管理者等に対し、危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

#### (4) 毒物・劇物保管施設の応急対策

県は、次の各項の実施について指導する。

ア 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置

イ 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置



ウ 火災時における健康福祉センター（保健所）、警察署又は消防本部に対しての連絡  
通報

**(5) 危険物等輸送車両の応急対策**

ア 事故通報等に基づきその状況を把握のうえ、交通規制等について関係機関と密接な  
情報連絡を行う。

イ 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。

ウ 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措  
置命令を発する。

## 第9節 医療救護

### 1 医療情報の収集

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター】

県は、県内市町村、消防機関、県医師会等との連携のもとに、医療施設、医薬品等医療資器材の需給状況等について情報収集を行い、市等の関係機関に情報提供を行う。

市は、その情報をもとに、応急医療救護活動を実施する。

### 2 応急医療救護活動

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／（一社）山武郡市医師会／  
（一社）山武郡市歯科医師会／山武郡市薬剤師会】

#### （1）応急医療救護活動

市は、災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、個別マニュアルに基づき、救護所の設置や医療支援チーム等により診療等を行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長はこれを補佐する。

#### （2）救護所の設置

市は、救護所を設置し、感染症予防対策のほか、必要に応じて（一社）山武郡市医師会、（一社）山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会等と連携して傷病者の応急救護活動を実施する。

救護所の設置場所は、次のとおりとする。

- ① 東金市保健福祉センター（ふれあいセンター）
- ② 城西国際大学

#### （3）医療支援チームの編成

市民福祉対策部は、（一社）山武郡市医師会、（一社）山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会に対する医療支援チームの編成及び出動を総務対策部へ要請する。

また、総務対策部は、市での医療救護活動が困難な場合は、山武健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部に対し、県が組織する救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

医療支援チームの活動は、次のとおりである。

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽症患者等に対する医療
- エ 避難所等での医療
- オ 助産救護

(4) 在宅の人工透析患者、医療機器装着者等への対応

市民福祉対策部は、医療情報を収集し、人工透析患者、医療機器装着者等からの問い合わせに対応する。これらの者が自力での対応が困難な場合は、避難所等から受入れ可能な医療機関への移動を支援する。

(5) 後方医療機関の確保

重症者は、後方医療機関に搬送する。

市は、市内の救護所等で収容困難な重症者等の搬送及び収容を、山武健康福祉センター又は同センターが設置する合同救護本部に要請する。

■後方医療機関

種 別		医療機関名	ヘリポート
災害拠点病院	地域災害医療センター	東千葉メディカルセンター	専用臨時ヘリポート
	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 国保旭中央病院	専用臨時ヘリポート
災害医療協力病院		さんむ医療センター	
		東陽病院	
		国保大網病院	
		九十九里病院	

(6) 傷病者の搬送

救護所までの搬送は、救助機関又は自治会、自主防災組織等によるものとする。  
救護所から後方医療機関までの搬送は、救急車、ヘリコプターで行う。

**3 医薬品・医療用資器材等の確保**

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／山武郡市薬剤師会】

(1) 医薬品・医療用資器材等の確保

市民福祉対策部は、医薬品及び医療用資器材が不足するとき、山武郡市薬剤師会及び医薬品業者から調達する。

入手困難なときは、総務対策部に要請する。

(2) 血液製剤等の確保

市民福祉対策部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、総務対策部に要請する。

**4 被災者等の健康管理**

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／（一社）山武郡市医師会／  
（一社）山武郡市歯科医師会／山武郡市薬剤師会】

市民福祉対策部は、避難所生活が長期化するとき、山武健康福祉センターと連携して被災者の健康管理を行う。

(1) 保健活動チームを編成し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導等の健康管理を行う。

(2) 特に、高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

- (3) 災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について、予防活動を実施する。
- (4) 市が設置した避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できる体制（人、場所）を支援する。

また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミークラス症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

## 第10節 行方不明者の捜索及び遺体の収容埋葬

### 1 行方不明者の捜索

【総務対策部／市民福祉対策部／消防部／山武郡市広域行政組合消防本部／東金警察署】

#### (1) 行方不明者情報の収集

総務対策部及び市民福祉対策部は、警察への捜索願や相談窓口等での受付け情報、避難所等での住民情報から行方不明者の情報を収集する。行方不明者の情報は、消防本部、東金警察署と共有を図る。

#### (2) 捜索活動

市は、災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

行方不明者の捜索は、消防部、警察署、消防本部、自衛隊等の協力を得て実施する。

#### (3) 遺体の収容

遺体が発見された場合、東金警察署に連絡をとり、遺体の発見現場又は遺体収容所において、遺体の検視を受ける。

検案終了後に遺体を遺族に引き渡したのちの搬送は遺族が行うことを原則とする。

ただし、市民福祉対策部は遺族で遺体の搬送が困難なときは、葬祭業者及び自衛隊等に協力を要請する。

### 2 遺体の処理

【災害対策本部／総務対策部／市民福祉対策部／東金警察署／  
（一社）山武郡市医師会／（一社）山武郡市歯科医師会／県】

#### (1) 遺体収容所の開設

災害対策本部は、遺体の検案、安置を行うため公共施設等の中から遺体収容所を指定し、市民福祉対策部に開設を指示する。市民福祉対策部は、遺体収容所を運営する。

また、遺体安置に必要な棺、ドライアイス等の供給及び納棺作業等を葬儀事業者に要請する。

#### (2) 遺体の処理

市民福祉対策部は、県、日赤千葉県支部、（一社）山武郡市医師会、（一社）山武郡市歯科医師会等に検案のための医師、歯科医師等の派遣を総務対策部に要請する。

医師は、死亡診断のほか、必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

##### ■遺体の処理

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
遺体の検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

### (3) 遺体の身元確認

市民福祉対策部は、警察署と連携して身元不明遺体の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

東金警察署は、指掌紋、DNA型資料の採取、歯科所見の確認等を行い、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力する。

## 3 遺体の埋火葬

【市民福祉対策部／山武郡市広域行政組合】

### (1) 埋火葬の受付

市民福祉対策部は、身元が判明した遺体は、遺族に引き渡すとともに、市役所等で埋火葬許可書を発行する。

### (2) 埋火葬

市民福祉対策部は、山武郡市広域斎場の状況を確認し、処理できないときは、近隣の斎場又は協定締結市町村に火葬のための施設提供を要請する。

なお、遺体の埋火葬が市のみで対応不可能な場合は、千葉県広域火葬計画に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

### (3) 遺骨の保管

身元が判明しない遺体は、行旅死亡人として扱う。市民福祉対策部は、引き取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引き取り手がないときは、市が指定した墓地に埋葬する。

## 第11節 災害警備・交通対策・緊急輸送

### 1 警察の災害警備

【東金警察署】

#### (1) 災害警備の基本方針

東金警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

#### (2) 警備体制

東金警察署は、地震に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

##### ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合等

##### イ 対策室

震度5弱以上の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等

##### ウ 災害警備本部

震度5強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

#### (3) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

セ 協定に基づく関係機関への協力要請

ソ その他必要な応急措置

## 2 防犯

### 【市民福祉対策部／消防部／東金警察署】

市民福祉対策部は、避難所における犯罪等を防止するため、東金警察署、避難所運営委員会と連携して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

また、被災地においては、消防部等により巡回を行う。

## 3 交通規制

### 【都市建設対策部／東金警察署】

#### (1) 警察による交通規制の指針

県警本部が定めた警察による交通規制の指針は次のとおりである。

- ア 被災地域における交通の混乱の防止及び円滑な災害対応対策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- イ 交通規制の対象となる道路は、主として後述の緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- ウ 緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他の幹線道路を優先して行う。
- エ 緊急交通路を確保するため、高速自動車国道及び自動車専用道路においてはインターチェンジ等からの流入を禁止するとともに、幹線道路においては必要により交通検問所を設置する。
- オ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場の警察官の指示により行う。

#### (2) 交通規制

東金警察署及び道路管理者等は、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線を対象に、通行禁止又は制限等の措置をとる。

東金警察署は、交通規制を行う箇所には、検問所を設置し規制、警戒に当たる。

また、交通規制又は道路が被災した場合は、東金警察署及び県道、国道の道路管理者等と協議し、迂回路を設定する。

#### ■交通規制等の実施者及び状況・内容

実施機関	規制を行う状況・内容	根拠法令
道路管理者	・道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路法第46条
公安委員会	・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他道路における交通の規制をすることができる。 ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第4条  災害対策基本法第76条
東金警察署長	・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の	道路交通法第5条



	規制のうち、適用期間の短いものを行うことができる。	
警察官	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。</li> <li>通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。また、措置をとることを命ぜられたものが当該措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自ら当該措置をとることができる。</li> </ul>	<p>道路交通法第6条</p> <p>災害対策基本法第76条の3第1項 災害対策基本法第76条の3第2項</p>
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、消防吏員	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第76条の3第1項、第2項に定められた職務を行うことができる。</li> </ul>	災害対策基本法第76条の3
海上保安署	<ul style="list-style-type: none"> <li>天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき航行制限を実施する。</li> </ul>	海上保安庁法第18条

### (3) 地震発生時における運転者のとるべき措置

地震発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

ア 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること

(ア) 直ちに、車両を道路の左側に停止させること

(イ) 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

イ 通行禁止区域等においては、次の措置をとること

(ア) 車両を道路外の場所に置くこと

(イ) 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること

(ウ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

## 4 緊急輸送

【総務対策部／都市建設対策部】

### (1) 緊急輸送路の確保

ア 緊急輸送路の確保

道路管理者は、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧等を行い、通行を確保する。

また、都市建設対策部は、道路の通行禁止、制限等緊急輸送道路における状況について、東金警察署、道路管理者等と連携を取る。

イ 放置車両等の移動

都市建設対策部及びその他道路管理者は、所管する道路における車両の通行が停止・停滞し、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動することやその他必要な措置をとることを命ずる。

車両等の占有者等が措置をとらない場合や現場にいない場合は、車両の移動等の必要な措置をとる。

ウ 県の緊急輸送道路に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被災者の救援、緊急物資の輸送への対処を目的として、千葉県内道路を緊急輸送道路1次路線と2次路線とに分類し、交通規制の対象とする緊急輸送ネットワークを構築している。

なお、市内の該当する緊急輸送ネットワークは、次のとおりである。

■県の緊急輸送ネットワーク

路線区分	目的	市内の路線
1次路線	隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道、主要県道、空港・港湾等に通じる主要市町村道	国道126号 国道128号 国道409号 千葉県道83号 千葉東金道路 首都圏中央連絡自動車道
2次路線	1次路線を補完し、市町村役場等を相互連絡する県道等	千葉県道25号 千葉県道301号 市道0115号 市道5164号 市道5165号 東金九十九里有料道路

(2) 緊急通行車両等の確認

総務対策部は、災害対策に使用する車両について、緊急通行車両確認申請書を県又は公安委員会に提出する。県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

(3) 緊急輸送の範囲

総務対策部は、各対策部からの輸送要請に基づき、輸送業者等と連絡調整を行い、車両等の手配を行う。

(4) 車両・燃料の確保

総務対策部は、共用車両を管理し、各対策部からの配車要請に基づいて配車を行う。共用車両では輸送が困難な場合は、輸送業者等からトラック、バス等を調達する。

また、共用車両、応援部隊の車両に必要な燃料を燃料販売業者から調達する。

## 5 その他の輸送

【総務対策部／東日本旅客鉄道株式会社】

### (1) 鉄道による輸送

総務対策部は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社に輸送を要請する。

### (2) ヘリコプターによる輸送の要請

総務対策部は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、千葉県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、総務対策部は、ヘリコプター離発着場を開設し、自衛隊にオペレーションを要請する。

## 第12節 食料・飲料水等の供給

### 1 食料の供給

【総務対策部／市民福祉対策部／経済環境対策部／東金市赤十字地域奉仕団】

#### (1) 備蓄食料の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の食料を活用することを原則とする。  
市は、家庭内備蓄等を持ち出せない避難者に対し、公的備蓄を供給する。

#### (2) 対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

- ア 避難指示等に基づき避難所に入居している人
- イ 家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ウ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない人
- エ 災害応急活動従事者※
- オ 流通が麻痺し、食料の調達が可能となった人※

※これらの者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

#### (3) 供給数の把握

総務対策部は、避難者や災害従事者等に食料を供給するため、次のように必要数を把握する。

- ア 避難者は、避難所運営委員会からの申告にもとづいて、市民福祉対策部を通じて把握する。
- イ 指定避難所以外で避難を余儀なくされている被災者は、市民福祉対策部を通じて、地域の避難所にて、被災者の申し出により把握する。

#### (4) 食料の確保

総務対策部は、食料を次のように確保する。

- ア 弁当、パン、牛乳、ジュース等を応援協定を締結した事業者が発注する。乳児に対しては、協定締結事業者及び山武郡市薬剤師会、薬局等から粉ミルク（調製粉乳）を調達する。
- イ 全国からの救援物資を受け入れる。
- ウ 自衛隊の炊き出しを要請する。
- エ 赤十字地域奉仕団の協力を得て、自治会、自主防災組織と連携して炊き出しの支援を行う。
- オ 市で調達が不可能又は必要数量を確保できない場合は県に要請する。
- カ 政府所有米穀の調達

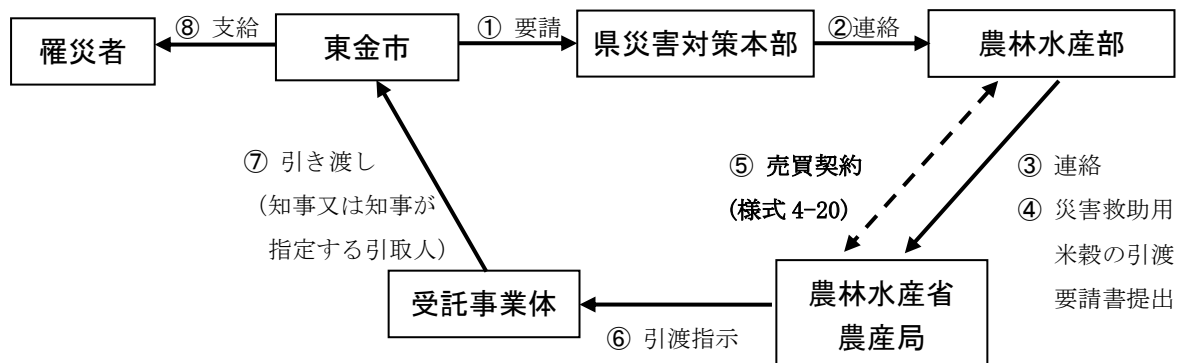
応急用米穀の確保ができないときは、必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省農産局長に対して、政府所有米穀の緊急の引渡し要請を行うものとする。

また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づいて、農林水産省農産局長に対し、政府所有米

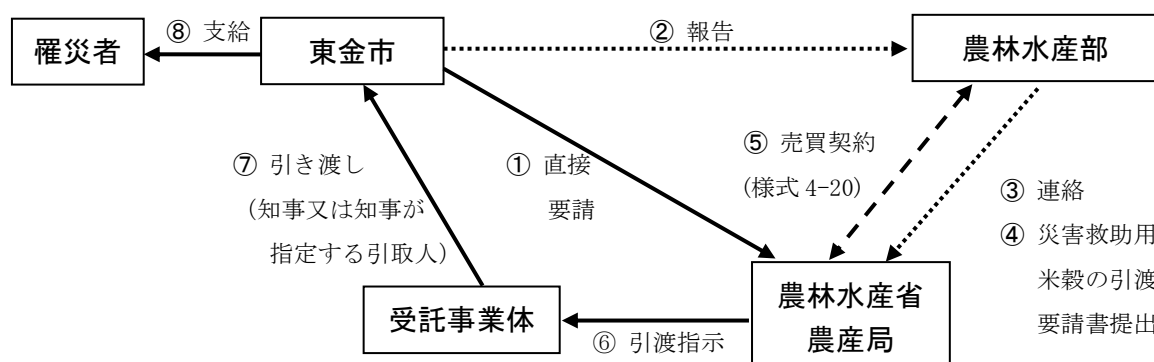
穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

上記による政府所有米穀の受渡し系統図は、次に示すⅠ・Ⅱのとおりである。

Ⅰ 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



Ⅱ 市町村が直接要請する場合



(5) 食料の搬送・配付

経済環境対策部は、食料の供給を避難所まで搬送するよう食料供給業者に要請する。

2 給水

【企画政策対策部／消防部／山武郡市広域水道企業団】

(1) 備蓄飲料水の活用

災害発生から3日間は、家庭内備蓄等の飲料水を活用することを原則とする。  
また、緊急の場合は、小・中学校の受水槽、貯水槽等を利用する。

(2) 優先給水

山武郡市広域水道企業団は、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、断水地区の重要施設に対し優先給水を行う。

(3) 需要の把握

企画政策対策部は、水の供給が停止したときは、給水の必要な地域、給水活動の規模を決定するため、需要の把握を行う。

#### (4) 給水活動

企画政策対策部は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合に、円滑な給水活動を実施できるよう、給水活動を整備する。災害時において、企画政策対策部は、給水計画に基づき被害状況を把握するとともに、給水拠点を設置する。

山武郡市広域水道企業団は、市が設定した給水拠点まで給水車等で飲料水を運搬する。山武郡市広域水道企業団のみで対応不能な場合は、近隣市町、県、国及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

消防部は、生活用水等を市が設定した給水拠点まで消防車両等で運搬し、市が備蓄している給水袋や住民自らが持参したポリタンク、バケツ等に車両から直接、又は組み立て式水槽等を利用し給水する。

給水量は1人1日当たり3リットルを目標とし、可能な限り生活用水を含めたものとする。

#### (5) 仮設給水栓

山武郡市広域水道企業団は、復旧に長期を要するときは、応急仮設配管や、仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。

### 3 生活必需品の供給

【経済環境対策部】

#### (1) 備蓄物資の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄等の物資を活用することを原則とする。

市は、家庭内備蓄等を持ち出せない被災者に公的備蓄を提供する。

#### (2) 対象者

生活必需品供給の対象者は、次のとおりとする。

ア 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等である者

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者、かつ被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

以下、供給は、食料と同様に行う。

### 4 救援物資の受入れ・管理

【経済環境対策部】

#### (1) 集積拠点の設置

経済環境対策部は、救援物資を受け入れるため、集積拠点を開設する。

開設場所は、次のとおりとする。

①東金市役所

②みのりの郷東金

③その他本部長が指定した場所

#### (2) 物資の受入れ

救援物資を受け入れる場合、ルールを次のように設定する。

ア 個人等からの小口の物資は受入れ対象外とする。

イ 自治体、企業、団体からのまとまった量の救援物資は、申し出があった時点で登録

制とし、市からの連絡により供給を受ける。

**(3) 物資の管理**

救援物資の管理が市職員で対応できる場合は、ボランティア等の協力を得て、受入れ、管理を行う。

大量の物資を管理する場合は、民間物流事業者に協力を要請する。

## 第13節 学校等における児童・生徒の安全対策

### 1 災害発生時の対応

【市民福祉対策部／教育対策部／各学校／幼稚園／保育所／こども園】

#### (1) 児童・生徒等の安全確保

校長等は、地震が発生した場合、県の「学校における地震防災マニュアル」（平成24年3月）に基づき児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

#### (2) 安否の確認

災害が発生した場合、校長等は、各学校等で児童・生徒等の安否を確認し、教育委員会に報告する。

#### (3) 施設の被害調査

校長等は、施設設備の被害状況を把握し、教育委員会に報告する。教育対策部は、学校施設、社会体育及び社会教育施設の点検、被害調査及び応急措置を実施する。

#### (4) 避難所開設への協力

校長等は、施設を解放し、市が行う避難所開設に協力する。

また、避難所運営に当たっては、避難所運営委員会とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

### 2 応急教育活動

【教育対策部／各学校／幼稚園】

#### (1) 教育場所の確保

教育対策部は、各学校等の被害状況を把握するとともに、校長等と連携をとって応急教育の場所を確保する。

#### (2) 応急教育の準備

教育対策部及び校長等は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒等及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

#### (3) 応急教育の要領

校長等は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

#### (4) 学用品の給与

教育対策部は、災害により学用品を失った児童・生徒等に対し、必要な教材、学用品等を給与する。

ア 校長等を通じて給与の対象となる児童・生徒数等を把握し、罹災者名簿及び学籍簿



と照合する。

イ 学用品、文房具等は、被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。

ウ 学用品、文房具等は、業者から一括購入し、学校ごとに分配する。

エ 教科書の確保は、千葉県教育委員会に要請する。

#### （5）学校納付金等の減免

教育対策部は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免を行う。

県は、県立高等学校に対し生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程により減免の措置を取る。

### 3 応急保育

【市民福祉対策部／教育対策部／保育所／こども園】

保育所長等は、保育所等の被害状況を把握する。

市民福祉対策部及び教育対策部は、保育所、こども園、児童館及び学童クラブの被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設において保育の実施ができない場合、臨時的な保育所等を設け、応急保育等を実施する。

交通機関の不通、保護者の被災等で通所に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育することができる。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、受け入れが可能な保育施設について調整を行い、保育措置の手続きを省き、可能な範囲で一時的保育を行うよう努める。

### 4 社会教育施設の対応

【教育対策部】

教育対策部は、地震が発生した場合、施設利用者の安全を確保する。

### 5 文化財への対応

【教育対策部】

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を、市指定の文化財は市教育委員会へ、国、県指定の文化財は、市教育委員会を経由して県教育委員会へ報告する。

## 第14節 帰宅困難者への対応

### 1 事業所等の対応

事業所及び高等学校、大学等は、従業員、利用者、児童・生徒の安全及び施設の被害状況を確認し、交通機関の運行再開や道路交通状況が確認されるまで施設内又は安全な場所で待機させ、事業所内の備蓄を配付する等、むやみに帰宅しない方針をとる。

### 2 帰宅困難者への支援

【企画政策対策部／教育対策部／東日本旅客鉄道株式会社】

#### (1) 一時滞在施設等の提供

企画政策対策部及び教育対策部は、駅等での旅客の滞留時間が長期に及ぶ見通しのときは、東金図書館を一時滞在施設として開設し、誘導する。

#### (2) 情報等の提供

企画政策対策部は、帰宅困難者に対し、被害の状況、鉄道の運行情報及び道路情報等の帰宅情報を提供する。更に、備蓄食料、物資等、可能な支援を行う。

## 第15節 防疫・廃棄物等対策

### 1 保健活動

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター】

市民福祉対策部は、山武健康福祉センターと連携して避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう保健活動チームを編成し、被災者の健康状態の把握、栄養指導、メンタルヘルスケア、生活不活発病、食中毒や感染症の発生予防等の健康管理を行う。

### 2 食品衛生対策

【経済環境対策部／山武健康福祉センター／山武郡市広域水道企業団】

経済環境対策部は、飲料水汚染のおそれがある場合は、県と連携して、被災者へ供給する飲料水の安全を確保する。

また、山武健康福祉センターは、被災者等へ供給する食品、炊き出し施設等の衛生を確保するよう関係団体等に要請する。

### 3 防疫

【市民福祉対策部／山武健康福祉センター／（一社）山武郡市医師会／  
（一社）山武郡市歯科医師会】

#### （1）検病調査、健康診断

山武健康福祉センターは、被害の状況によっては、（一社）山武郡市医師会等の協力を得て、検病調査班を編成し、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

#### （2）感染症患者への対応

市民福祉対策部は、感染症の患者が発生した場合は、山武健康福祉センターが実施する対応のほか、山武健康福祉センターの指示の下、感染拡大防止対策を実施する。

#### （3）消毒

市民福祉対策部は、防疫活動実施のための防疫チームを編成し、消毒を実施する。被災状況によっては、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある区域に消毒を行う。

また、自治会、自主防災組織等の住民組織を通じて薬品を配付し消毒を依頼する。更に必要があれば、衛生事業者に委託して防疫班を複数編成する。防疫用資機材・薬剤が不足する場合は、山武健康福祉センターに要請する。

## 4 し尿の処理

【経済環境対策部】

### (1) 仮設トイレの設置

経済環境対策部は、断水したことにより水洗トイレが使用できない場合は、避難者数等に応じて簡易トイレ等の仮設トイレを避難所に設置する。市の調達で不足する場合は、県等を通じて仮設トイレを確保する。

また、トイレに必要な物品を確保する。

仮設トイレの清掃及び消毒は、原則として使用者が行うものとする。

### (2) し尿の処理

し尿の処理は、東金市災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

経済環境対策部は、山武郡市広域行政組合を通じて、し尿の収集を委託業者に要請する。収集・処理が困難な場合には、県等に応援を要請する。

## 5 廃棄物の処理

【経済環境対策部】

### (1) 処理体制

災害廃棄物の処理は、東金市災害廃棄物処理計画に基づき実施する。

経済環境対策部は、東金市災害廃棄物処理計画に基づき推計した災害廃棄物の発生量をもとに、ごみ処理能力、収集車両、人員の確保や支援の必要性を明確にし、災害廃棄物処理実行計画を策定する。大量の廃棄物が発生し市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

### (2) 建物の解体撤去

倒壊建物の撤去、処理は、所有者による自己処理が原則となる。被災者自らによる処理が困難と判断される場合、道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理を行う。

また、被害が甚大な場合は、市の事業として災害廃棄物を認定して、国庫補助により解体撤去を行う。

### (3) 廃棄物の処理方針

#### ア がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管する。原則として、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、最終処分場で適正に処分する。

#### イ 片付けごみ

片付けごみは、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

#### ウ 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。

#### エ 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理する。一

般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

#### (4) 廃棄物処理

経済環境対策部は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置場に運搬し、分別、中間処理、リサイクルを行い適正に処分する。

なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。

処理施設の処理能力を超えるがれき等が発生する場合は、一時的に保管する仮置場を設置する。また、必要に応じて選別、焼却、破碎等の処理が可能な処理施設の設置を検討する。

#### (5) 県への事務委託

経済環境対策部は、甚大な被害により自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、災害廃棄物処理について県に事務の委託を行う。

#### (6) 国における代替措置

経済環境対策部は、大規模災害等により、都道府県、市町村ともに極めて大きな被害を受けた場合、環境大臣に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の5の規定に基づき、指定災害廃棄物の処理の代行を要請する。

## 6 障害物の除去

【総務対策部／都市建設対策部／経済環境対策部／東金建設業協同組合／県】

#### (1) 住宅関係の障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去を行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県が除去を行い、市はこれを補助する。

対象者は次の全てに該当する者又は市長が認めた者とする。

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの

イ 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水したもの

ウ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができないもの

総務対策部及び都市建設対策部は、東金建設業協同組合に要請して障害物を除去する。市で処理が不可能な場合は、隣接市町、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 河川関係の障害物の除去

河川管理者は、河川、排水路等の障害物を除去する。

#### (3) 道路上の障害物の除去

道路管理者は、各管理の道路の巡視を行い、交通に支障を及ぼしている障害物を除去する。

#### (4) 環境汚染の防止対策

経済環境対策部は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の

漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

## 7 動物対策

【経済環境対策部／山武健康福祉センター／千葉県動物愛護センター】

### (1) 死亡獣畜の処理

経済環境対策部は、県の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。

### (2) 放浪動物への対応

経済環境対策部は、山武健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。

### (3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。

避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

なお、避難が長期化する場合は、既存施設の活用等の措置を検討する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成25年7月）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。

経済環境対策部は、これに協力する。

## 第16節 建築物対策及び応急仮設住宅等の供給

### 1 被災建築物の応急危険度判定

【総務対策部／都市建設対策部／県】

市は、地震により多くの建築物が被災した場合、その後の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「千葉県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」（いずれも千葉県。）等に基づき被災建築物応急危険度判定を行う。

#### (1) 実施体制の確保

都市建設対策部は、災害対策本部との情報交換を含め、情報収集を行う。収集した情報から災害対策本部へ判定実施の要否を具申し、被災建築物応急危険度判定を要すると判断した場合は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、県に報告する。

#### (2) 応急危険度判定の準備

実施本部は、建築士会等関係団体の協力を得て、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）登録台帳に登録されている市内在住の地元判定士等に参集要請を行う。判定士や予算等の確保を検討・整理し、災害対策本部及び総務対策部と調整する。また、判定を実施するにあたり支援が必要と判断されるときには、総務対策部を通じて、知事（応急危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。））に対して応援判定士等の派遣等の支援要請を行う。

都市建設対策部は、調査区域の分担やマニュアル、判定ステッカー等の判定資機材を準備する。

#### (3) 応急危険度判定の実施

判定は、「被災建築物応急危険度判定必携」及び「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（いずれも全国被災建築物応急危険度判定協議会、一般財団法人日本建築防災協会。）等に基づき目視点検により行う。判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、建築物の出入口等に判定結果を判定ステッカーで表示する。

また、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

実施本部は判定結果を、災害対策本部及び支援本部に報告する。

### 2 被災宅地の危険度判定

【総務対策部／都市建設対策部】

宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、その後の余震等による宅地の崩壊等から生じる人的被害の発生を防止するため、「実施本部業務マニュアル」及び「被災宅地危険度判定実施要綱」（いずれも千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき被災宅地の危険度判定を行う。

### (1) 実施体制の確保

都市建設対策部は、災害対策本部との情報交換を含め、情報収集を行う。収集した情報から、被災宅地危険度判定の実施が必要と判断した場合は、被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）の立ち上げを災害対策本部及び県に報告する。

報告を受けた災害対策本部は実施本部長を任命し、実施本部を設置する。実施本部は、県に対し被災宅地支援本部（以下「支援本部」という。）設置要請の有無について報告する。

### (2) 危険度判定の準備

実施本部は被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）や予算等の確保を検討・整理し、災害対策本部及び総務対策部と調整する。また、支援本部に対し判定業務等支援要請を行い、宅地判定士を確保する。

都市建設対策部は、マニュアル、ステッカー等の判定資機材を準備する。

### (3) 危険度判定の実施

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要綱」及び「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（千葉県被災宅地危険度判定連絡協議会）」等により実施する。

実施本部は判定結果を、災害対策本部及び支援本部に報告する。

## 3 住家の被害認定調査

【総務対策部／山武郡市広域行政組合消防本部／県】

総務対策部は、家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）を参考とし、住家等の被害認定調査を行う。

調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）において区分される、住家の被害の程度の判定を行う。認定調査の調査員が必要な場合は、県等に建築士等専門家を要請する。

火災により焼失した家屋等は、消防本部が焼損状況の調査を行う。

## 4 応急仮設住宅の供給

【都市建設対策部／県】

### (1) 基本方針

災害救助法が適用された場合は、県が応急仮設住宅を供与する。

災害救助法が適用されない場合で、住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を供与する。

なお、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅（福祉仮設住宅）の設置等についても検討する。

ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じてコミュニティセンター等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

### (2) 需要の把握

都市建設対策部は、災害後に被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、災害相談窓口又は避難所にて、応急仮設住宅入居の申し込みを受付ける。



応急仮設住宅の対象者は、罹災証明の発行を受けている等、次の全ての条件に該当する者である。

ア 災害時において現実に市内に居住していることが明らかな者

イ 住家が全焼、全壊又は流出した者

ウ 居住する住家がない者

エ 自らの資力で住宅を確保することができない者

※住民登録の必要はなく、市内に居住していることが明らかな者であればよい。

### (3) 入居者の選定

入居者の選定に当たっては、コミュニティの形成等を考慮する。

### (4) 建設用地の確保

都市建設対策部は、応急仮設住宅の建設予定地から、利便性を考慮して選定する。

### (5) 応急仮設住宅の建設

都市建設対策部は、市が建設する場合、千葉県応急仮設住宅マニュアルに準じて応急仮設住宅を設計し、原則として東金市入札参加業者資格者名簿に登録された者の中から指名し請負工事にて建設する。

なお、気象条件や要配慮者に配慮して、冷暖房設備の設置、段差の解消等に配慮する。

### (6) その他の措置

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

また、要配慮者への措置として、社会福祉施設等を福祉仮設住宅として利用することができる。

### (7) 公営住宅の確保

都市建設対策部は、住宅を失った被災者に対して、公営住宅の空き住戸を確保する。

### (8) 民間賃貸住宅の借り上げ

都市建設対策部は、市が建設する場合の建設型応急住宅に代えて、民間賃貸住宅を借り上げて賃貸型応急住宅として供与できるよう努める。

## 5 住宅の応急修理

【都市建設対策部】

市は住宅の応急修理が必要と判断したときは、応急修理を実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、県が応急修理を実施し、市はこれを補助する。

### (1) 応急修理の対象者

応急修理の対象者は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(2) 応急修理の実施

応急修理は、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理とし、原則として建設事業者との業務委託契約により実施する。

市で実施不可能な場合は、国、県、近隣市町及びその他関係機関の応援を得て実施する。

## 第17節 ライフライン関連施設等の応急復旧

### 1 水道施設

【山武郡市広域水道企業団】

山武郡市広域水道企業団は、上水道施設の応急復旧対策の施工業者を動員して行う。  
地震により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をしたうえで機能回復作業を行う。

なお、被害が軽微な場合には、火災発生地域に対して消火用水を供給する必要があるため、送水操作により、その地域への通水を継続する。

被害範囲が広域で、山武郡市広域水道企業団のみの能力では対応が不可能なときには、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等に応援を得て、復旧を行う。

### 2 公共下水道及び農業集落排水施設

【都市建設対策部】

都市建設対策部は、公共下水道及び農業集落排水施設に被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、公共下水道及び農業集落排水施設機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて、応急機能維持活動を行う。

また、施設の重要度、危険度を考慮し、詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成する。復旧計画に基づき、復旧作業を行う。

市のみでは対応が困難な場合は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に間する基本協定」に基づき、他自治体の応援を要請する。

### 3 ガス施設

【経済環境対策部／（一社）千葉県エルピーガス協会】

経済環境対策部は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活手段の確保を最優先する。医療機関等の社会的な重要度の高い施設については、優先的に復旧する。

災害発生時には、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じて、被害地区におけるガス機器使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止区域の復旧の見通しについて広報を行う。

### 4 電力施設

【東京電力パワーグリッド株式会社】

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害に対して、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、ホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、広報活動を実施する。また、必要に応じて広報車等により直接該当する地域へ周知する。

## 5 通信施設

【東日本電信電話株式会社／エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社／株式会社NTTドコモ／KDDI株式会社／ソフトバンク株式会社／楽天モバイル株式会社】

東日本電信電話株式会社等は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

通信設備に被害が生じた場合又は輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難又は、通信が途絶した場合においても、最小限度の通信を確保するため、応急措置を行う。

## 6 放送機関

【日本放送協会／千葉テレビ放送株式会社／株式会社ニッポン放送／株式会社ベイエフエム】

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震情報、災害の状況、防災活動等を迅速、正確、適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

## 7 道路・橋梁

【都市建設対策部／山武土木事務所】

地震が発生した場合、各道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

各道路管理者は、所管道路について警察署と連携して通行の禁止又は制限等の措置、車両の移動等を講じるとともに、被災道路、橋梁については、緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

## 8 公共土木施設

【山武土木事務所】

河川等の管理者は、地震が発生した場合、河川、砂防施設の被害状況を速やかに把握する。

## 9 鉄道施設

【東日本旅客鉄道株式会社】

鉄道施設の応急復旧対策は、東日本旅客鉄道株式会社が定めた「防災業務実施計画」に基づいて行われる。市は必要に応じてこれに協力する。

### (1) 運転規制

地震を覚知した場合は、列車の停止又は速度規則をとり、施設の点検を実施し、安全を確認した後、列車の移動等の措置をとる。

### (2) 乗客の避難誘導、混乱防止

駅においては、旅客を臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導する。

駅間の途中で停止した列車においては、原則として乗客を降車させないが、止む得な

いときは安全に注意して降車させる。なお、乗務員は、最寄りの駅等と連絡を取る。

**(3) 事故発生時の救護活動**

駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

## 第18節 ボランティアの協力

### 1 ボランティア活動

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

市は、大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、各種団体や個人の協力を得る。

#### (1) ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

##### ■ボランティアの活動

専門ボランティア	一般ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・救護所等での医療、看護</li> <li>・病院等への搬送</li> <li>・被災建築物の応急危険度判定</li> <li>・被災宅地の危険度判定</li> <li>・外国語の通訳</li> <li>・被災者への心理治療</li> <li>・高齢者や障がい者等の要配慮者の介護</li> <li>・その他の専門的知識、技能を要する活動等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の運営</li> <li>・炊出しや食料、飲料水等の受入・配給</li> <li>・救援物資や義援品の仕分け</li> <li>・高齢者や障がい者等の要配慮者の介護</li> <li>・清掃</li> <li>・その他被災地における軽作業等</li> </ul>

#### (2) ボランティアセンターの設置及びボランティア参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した場合に、東金市災害ボランティアセンターを設置し、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の報道機関や市、県及び近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体やNPO法人等を通じて、ボランティアの参加を呼びかける

### 2 一般ボランティアへの対応

【災害対策本部／市民福祉対策部／社会福祉協議会】

市は、被害状況によって多くのボランティアが集まる場合は、社会福祉協議会と連携してボランティアへの対応を行う。

#### (1) 活動拠点の設置

社会福祉協議会は、災害対策本部の決定に基づき、東金市保健福祉センター（社会福祉協議会内）に災害ボランティアセンターを設置する。スペースが不足する場合は、田間中央公園に仮事務所を設置する。

#### (2) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

##### ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

- イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整  
ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。
- ウ ボランティアの派遣  
被災地のニーズ調査及び災害対策本部からの情報提供に基づき、ボランティアの派遣を行う。
- エ ボランティアの募集  
ボランティアの募集について、報道機関、広報紙、SNS等を通じて行う。
- オ 災害対策本部との連絡調整
- カ 災害ボランティアセンター設置資金の調達

### (3) ボランティア活動の調整

市民福祉対策部は、社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、市からの要請事項、活動の報告や諸問題の解決を図る。

## 3 専門ボランティアへの対応

【全ての対策部／社会福祉協議会】

事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各対策部が受け入れる。

県災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

## 4 ボランティア活動への支援

【災害対策本部／市民福祉対策部／社会福祉協議会】

### (1) 活動拠点等の調整

活動拠点については、災害対策本部と社会福祉協議会が協議の上、設置する。

ただし、ボランティアの食事や宿泊場所、ボランティア保険への加入については、ボランティア自身でまかなうことを基本とする。

### (2) 活動費用の負担

市は、ボランティアの活動に伴う経費をその必要性に応じて負担する。

## 第19節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4の規定による。東金市における具体的適用基準は、次のとおりである。

#### ■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失した世帯の数	80以上	第1条第1項第1号
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500以上	第1条第1項第2号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	40以上	
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000以上	第1条第1項第3号前段
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多数	
災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したものであること。※1	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第3号後段
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。※2	知事が内閣総理大臣と協議	第1条第1項第4号

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### 2 被災世帯の算定

#### 【総務対策部】

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

#### ■被災世帯の算定方法

被災住家1世帯	全壊（全焼・流失）住家	1世帯
	半壊（半焼）住家	2世帯
	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3世帯



### 3 災害救助法の適用手続き

【総務対策部／県】

#### (1) 災害救助法の適用要請

本部長は、本市の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。その場合には、次に掲げる事項について、緊急を要する場合は口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況・状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 災害救助法適用の要否
- オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

#### (2) 適用要請の特例

本部長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指導を受けなければならない。

なお、災害救助法適用の申請に関しては、「災害救助の手引」によるものとする。

### 4 救助の実施

【全ての対策部】

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。知事は、市が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、市長（本部長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第5条に基づき市長（本部長）が応急措置を実施する。

#### ■災害救助法の適用となる救助の項目

救 助 の 種 類	実施期間
避難所の設置	7日以内
応急仮設住宅の設置及び供与	災害発生の日から20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	7日以内
飲料水の供給	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内
医療	14日以内
助産	分娩の日から7日以内
被災者の救出	3日以内
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内

学用品の給与	教科書等 1ヶ月以内 文房具等 15日以内
埋葬	10日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
障害物の除去	10日以内
生業資金の貸与	1ヶ月以内

# 第3章 山武郡市広域支援対策計画

## 第1節 基本方針

### 1 基本方針

山武郡に大規模な地震・津波が発生した場合、「災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定」（平成24年8月10日）に基づき、被災地に対する救援・応急復旧等に必要な物資及び施設等の提供を行うこととなっている。

特に、本市においては、九十九里沿岸に県及び国が想定する最大クラスの津波が来襲した場合、九十九里海岸地域からの多数の避難者を受け入れるとともに、避難した自治体の代替機能を果たす必要がある。更には、被災者の生活支援及び沿岸被災地の復旧・復興における広域支援の拠点となることも想定される。

そのため、最大クラスの津波等が発生した場合の本市における支援対策を地域防災計画に位置付ける。

### 2 支援体制

#### (1) 動員配備

気象庁から津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報が発表された場合、災害対策本部の設置及び第3配備を自動で発動し、各職員は、市役所及びあらかじめ定められた避難場所に参集する。

#### (2) 災害対策本部の指揮

災害対策本部の組織及び指揮は、災害対策本部の組織を準用し、本部会議を開催して対応を検討する。

緊急の場合は、市長又は総務部長の指揮のもとに災害対策を行う。

## 第2節 応急支援対策

### 1 避難の受入れ

避難者を受入れる施設は、東金アリーナ及び豊成小学校とする。あらかじめ定められた避難所担当職員は、東金アリーナを開場し避難者を屋内に誘導する。

また、敷地入口等や駐車場には、職員を配置し避難車両等の誘導に当たる。

東金アリーナで避難者の収容が困難な場合は、避難所の中から追加施設を選定し収容する。

### 2 避難者への支援

市は、避難者への支援として、次の対策を実施する。

#### (1) 物資等の支援

市の備蓄物資等から食料、毛布等の物資を供給する。また、赤十字地域奉仕団等に要請して炊き出しを実施する。

#### (2) 医療救護

山武健康福祉センターと連携して、(一社)山武郡市医師会、(一社)山武郡市歯科医師会、山武郡市薬剤師会等に救護班の派遣を要請し、避難所等での医療救護に当たる。

#### (3) 要配慮者対策

山武健康福祉センター及び社会福祉協議会と連携して、保健師等による要配慮者の健康状況の調査を行い、医療機関や福祉施設等への収容等の措置をとる。

#### (4) 行方不明者情報の収集

避難した自治体の職員と連携して、住民の安否情報や行方不明者情報の把握に協力する。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 被災者生活への支援

#### 1 被災者台帳の作成等

【市民福祉対策部】

##### (1) 被災者台帳の作成

市民福祉対策部は、被災者への支援を漏れなく行うために、それぞれの被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳は、全庁的に共有を図る。

##### (2) 被災者台帳の利用

市民福祉対策部は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する。

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

ウ 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

##### (3) 安否情報の提供

市民福祉対策部は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、避難者名簿、行方不明者名簿、被災者台帳等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用し、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

#### 2 災害見舞金等の支給

【市民福祉対策部／社会福祉協議会】

##### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による支給

市民福祉対策部は、千葉県市町村総合事務組合が共同処理している次の支援について手続きを行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給

自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障がいがある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

ウ 災害援護資金の貸付

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付を行う。

(2) 千葉県災害弔慰金・千葉県災害見舞金による支給

市民福祉対策部は、「千葉県災害見舞金等支給基準」（平成10年11月20日施行）に基づき、災害による被災者及びその遺族に対し災害見舞金及び弔慰金を支給する。

(3) 東金市災害見舞金交付規則による支給

市民福祉対策部は、市民に対し、「東金市災害見舞金交付規則（平成24年7月5日規則第35号）」に基づき、災害を受けた場合に、その世帯又は遺族に対し、見舞金又は弔慰金等を支給する。

(4) 生活福祉資金の貸付け

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して、生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

### 3 被災者生活再建支援金

【市民福祉対策部】

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難なものに対し、自立した生活を開始するために必要な費用に当てるため、被災者生活再建支援金の支給を行う。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）である（公財）都道府県センターが行う。）

市民福祉対策部は、支援法に基づき基金の事務の一部を委託された場合、申請書の審査・取りまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

### 4 災害復興住宅融資

【住宅金融支援機構】

住宅金融支援機構は、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入等を行えるよう資金を融資する。

### 5 罹災証明書等の発行

【総務対策部】

(1) 罹災証明書の発行

総務対策部は、家屋の被害調査の結果から罹災台帳を作成し、被災者相談窓口で受け付けた被災者の罹災証明書発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ発行する。罹災台帳

で確認できないときでも、申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは罹災証明書を発行する。

また、火災証明は、市庁舎で発行できるよう消防署と調整するものとする。

## (2) 被災届出証明書の発行

総務対策部は、災害により居住する住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたことについて、被災者相談窓口で受け付けた被災者の届出に基づき被災届出証明書を発行する。

## 6 災害公営住宅の供給

### 【都市建設対策部】

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

都市建設対策部は、県と調整を図り災害公営住宅の整備を行う。

## 7 租税等の減免等

### 【総務対策部／市民福祉対策部】

地震等の災害によって被害を受けた住民に対して市税等の減免、納税延期及び徴収猶予を行う。

総務対策部及び市民福祉対策部は、各種申請手続きを一括して受け付ける窓口を設置し、受付処理を行う。

### (1) 納税期限等の延長

地震等の災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税等を納付もしくは納入することができないと認めるときは、当該期限の延長を行う。

### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

### (3) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する各税目等について減免を行う。

## 8 介護保険における対応

### 【市民福祉対策部】

市民福祉対策部は、災害によって被害を受けた住民に対して介護保険について次の対応をとる。

#### (1) 認定更新申請期限の延長

#### (2) 給付割合の増額

(3) 給付差し止めの緩和

**9 職業のあっせん**

**【千葉南公共職業安定所】**

千葉南公共職業安定所は、地震等の災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

- (1) 臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

**10 農林業への融資**

**【経済環境対策部／農業協同組合／県】**

経済環境対策部は、災害により被害を受けた農林業者に対し、県、農業協同組合等の協力を得て災害復旧融資制度の広報等の支援策を行う。

**11 中小企業への融資**

**【経済環境対策部／県】**

経済環境対策部及び県は、地震等による災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、復旧に必要な資金並びに事業費の融資制度の広報等を行う。

**12 義援金の受付け・配分**

**【総務対策部／市民福祉対策部】**

**(1) 義援金の受付け**

市民福祉対策部は、県及び日本赤十字社千葉県支部と連携をとり、総務対策部に義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に専用口座をつくり保管する。

**(2) 義援金の配分**

市民福祉対策部は、義援金の配分に当たっては、義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災者世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分を決定する。

**13 郵便事業における措置**

**【日本郵便株式会社】**

地震が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次の対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付



- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 災害時における窓口業務の維持
- (4) 災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

## 第2節 生活関連施設等の復旧対策

### 1 災害復旧事業計画

【全ての対策部／県／国／各関係機関】

市は、県、国と連携して地震による災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業に当たる。

公共施設の災害復旧事業計画は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川
  - イ 砂防設備
  - ウ 林地荒廃防止施設
  - エ 急傾斜地崩壊防止施設
  - オ 道路
  - カ 下水道
  - キ 公園
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

### 2 災害復旧予算措置

【全ての対策部／県／国／各関係機関】

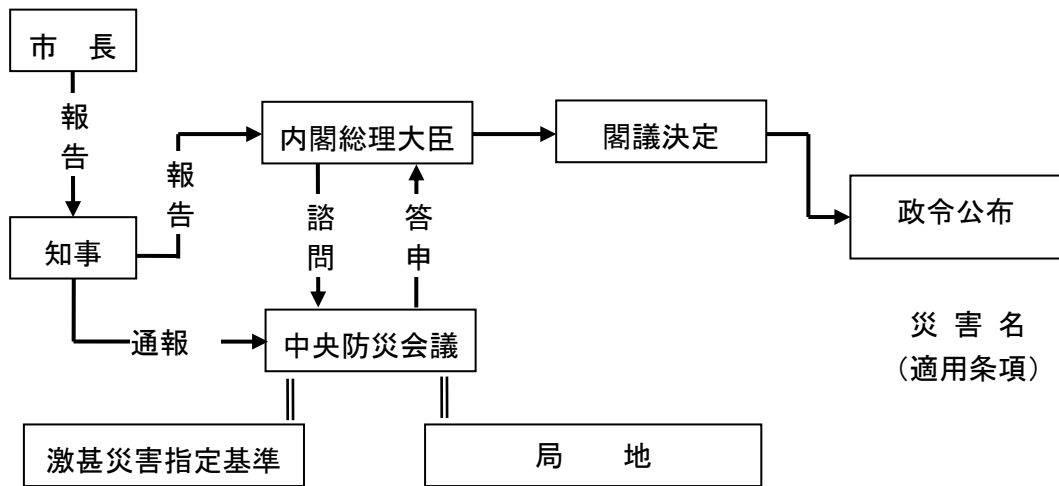
災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

### 第3節 激甚災害の指定

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

#### ■激甚災害指定の流れ



#### ■激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公共土木施設災害復旧事業</li> <li>• 河川等災害復旧助成事業</li> <li>• 河川等災害関連事業</li> <li>• 河川等災害特定関連事業</li> <li>• 河川等災害関連特別対策事業</li> <li>• 特定小川災害関連環境再生事業</li> <li>• 公立学校施設災害復旧事業</li> <li>• 公営住宅災害復旧事業</li> <li>• 児童福祉施設災害復旧事業</li> <li>• 老人福祉施設災害復旧事業</li> <li>• 身体障害者社会参加援護施設の災害復旧事業</li> <li>• 障害者援護施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業</li> </ul>

助成区分	財政援助を受ける事業等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 婦人保護施設災害復旧事業</li> <li>• 感染症予防施設災害復旧事業</li> <li>• 感染症予防事業</li> <li>• 堆積土砂排除事業</li> <li>• 湛水排除事業</li> </ul>
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</li> <li>• 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例</li> <li>• 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>• 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例</li> <li>• 森林災害復旧事業に対する補助</li> <li>• 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助</li> <li>• 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</li> <li>• 共同利用小型漁船の建造費の補助</li> </ul>
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</li> <li>• 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</li> </ul>
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>• 私立学校施設災害復旧事業に対する補助</li> <li>• 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</li> <li>• 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例</li> <li>• 水防資材費の補助の特例</li> <li>• 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</li> <li>• 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</li> <li>• 雇用保険法による求職者給付に関する特例</li> </ul>

## 第4節 災害復興

地震等の災害により、市域が大きな被害を受けた場合、市の再建は都市構造や産業基盤等の改変を要し、多数の機関が関係する大規模事業となる。

早期の災害復興には、まず被災者自らが自己責任の原則に基づいて行動し、次に自らのまちは地域で協働して復興に向けて再建を図ることが求められる。

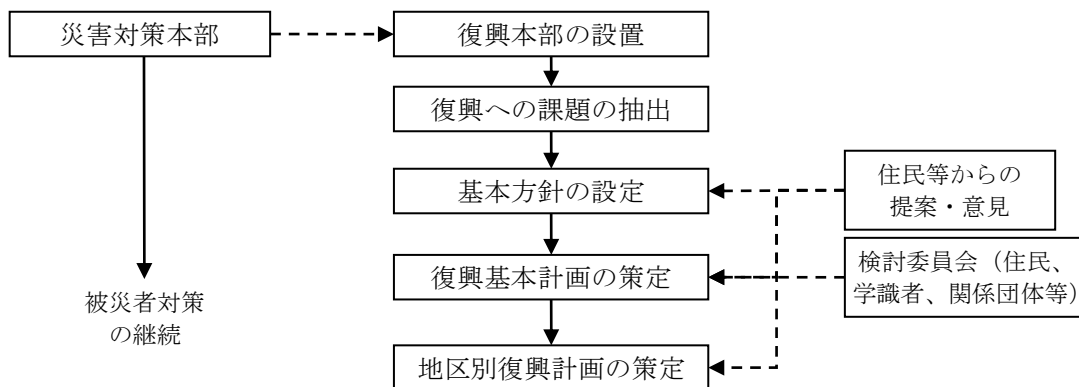
また、復興に際し、市は県及び関係機関と緊密な連携を図り、現状の復旧だけでなく、さらなる安全なまちづくりに努め、「安全性の向上」、「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」等に取り組んでいく。

なお、大規模災害からの復興に関する法律や被災市街地復興特別措置法等が適応された場合には、それらの制度を活用し災害復興を推進する。

### 1 復興体制づくり

市は、住民、学識者、関係団体等と連携して、市民等の生活や地域の機能、文化・産業の速やかな再建を図るため、災害復興事業を計画的に実施する組織として、復興本部を設置し、復興のための基本方針、復興基本計画、地区別復興計画を策定する。

#### ■復興の流れ



### 2 復興に対する合意形成

復興計画等は、様々なまちづくりの展望等、市の施策情報を住民に提供したうえで合意形成を図り策定する。

### 3 復興計画の推進

復興事業は中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等、復興事業を取り巻く状況の変化を考慮のうえ、市、県及び関係機関は、計画的に復興の推進を図る。

# 附編 東海地震に係る周辺地域としての 対応計画

## 第1節 総則

### 1 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

国の中央防災会議は、平成13年度に東海地震の震源等を再検討し、震度6弱以上又は、発生後20分以内に津波（津波高3m以上）が来襲する市町村を強化地域として指定した。東金市は、この地域には含まれていないが、震度5強程度の揺れが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念される。

このため、東金市防災会議においては、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、地震発生に当たっても被害を最小限にとどめることを目的として本計画を策定することとした。

### 2 基本方針

この計画は、次の考え方を基本として作成した。

#### （1）計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）の発表に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとること、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。

#### （2）計画の範囲

本計画は、原則として、東海地震予知情報（警戒宣言）が発せられたときから、地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置を定めたものであるが、東海地震注意情報から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のために必要な対策も盛り込んだものである。

なお、東海地震に係る予防対策及び地震発生後の応急、復旧対策は、第1章、第2章、第4章で対処する。

(3) 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ア 東海地震が発生した場合の県内の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- イ 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。  
警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則とする。ただし、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。
- ウ 本市及び各防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

(4) 計画の実施

東金市は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施に当たっては、行政指導、協力要請によって対処する。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、「東金市地域防災計画」の附編として位置づける。

**3 東海地震関連情報の発表**

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表する。これらの情報は、テレビ、ラジオ、防災行政無線等を通じて市民に伝達される。

■東海地震関連情報

情報名		発表する基準	強化地域での対応	市の防災体制
東海地震に関連する調査情報（カラーレベル青）	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表	特に対策はしない。	通常 of 体制で対応する。
東海地震注意情報（カラーレベル黄）		観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合	情報収集、行動自粛等の混乱防止措置 気象庁において判定会を開催	災害対策本部設置前体制
東海地震予知情報（警戒宣言が含まれる）（カラーレベル赤）		東海地震の発生のおそれがあると判断した場合（東海地震予知情報を解除する場合）	警戒宣言の発令 交通規制、児童生徒の帰宅措置、列車の運転規制等	災害対策本部

**4 今後の課題**

本計画の策定に当たっては、現行の体制下で考えられる可能な範囲内で盛り込むべき対策を定めた。しかし、地震予知を前提とした対応措置は、震災対策上初めてのことであり、具体的対応措置について更に検討を加えていく必要のあるものもある。

今後、市民の意識調査等を通じて、更に充実した計画としていくものとする。

## 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの 対応措置

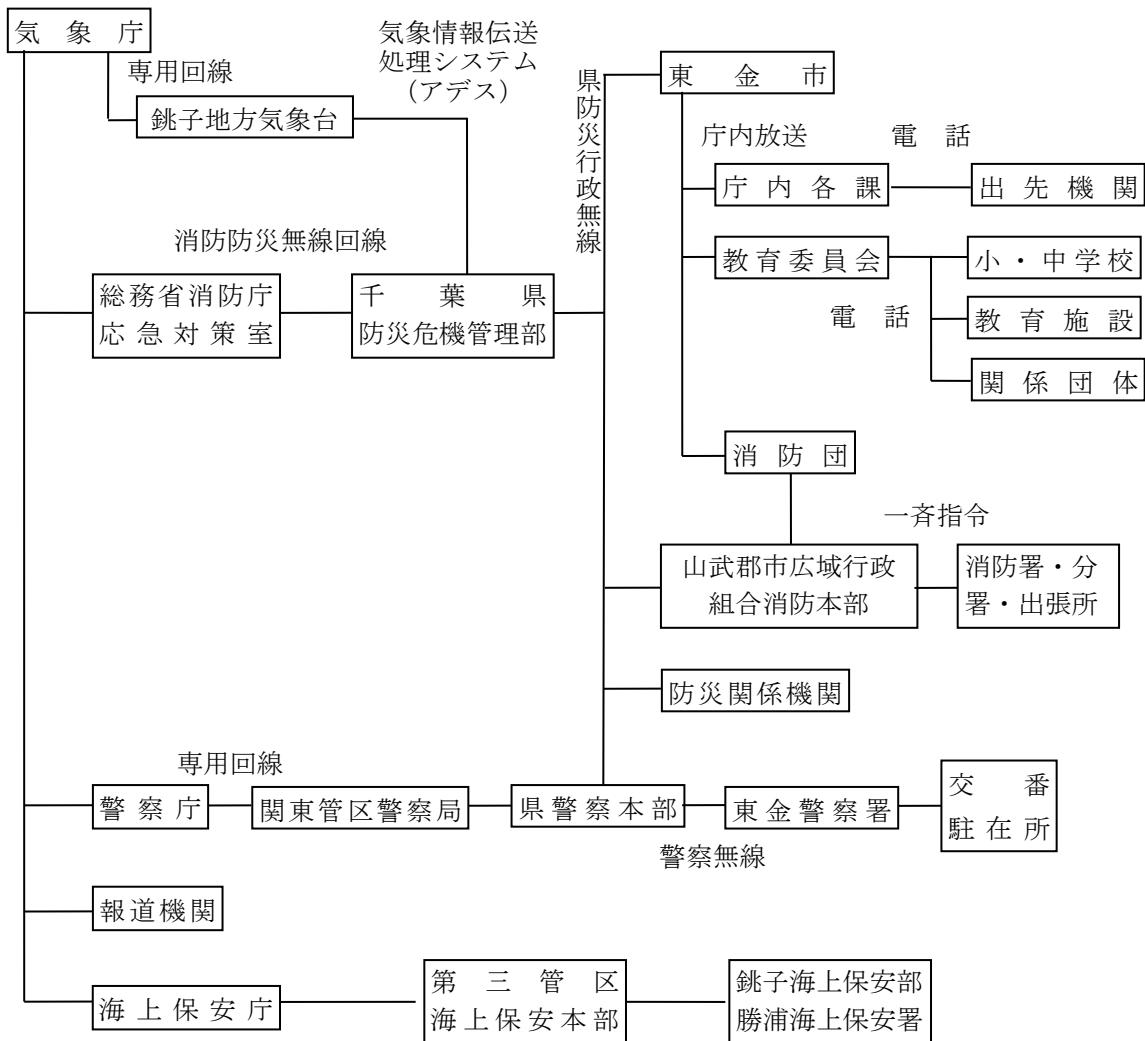
### 1 東海地震注意情報の伝達

#### (1) 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

また、各防災機関は県等から東海地震注意情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

#### ■東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段





(2) 伝達体制

機 関	内 容
市	消防防災課 消防防災課（勤務時間外は警備員及び日直職員）は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、直ちにその旨を市各課、事務局及び消防部に伝達する。
	教育委員会 教育委員会は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、その旨を幼稚園・小・中学校、出先機関に伝達する。
	その他各課 各課は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、その旨を必要な関係機関、団体等に伝達する。
東金警察署	東金警察署は、県警察本部から東海地震注意情報の通報を受けたとき、直ちにその旨を署内及び交番及び駐在所に伝達する。
山武郡市広域行政組合消防本部	山武郡市広域行政組合消防本部は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、直ちにその旨を消防無線、消防専用電話その他の手段により、消防署に伝達する。
その他の防災機関	県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

(3) 伝達事項

東海地震注意情報に関する伝達事項は、次のとおりとする。

- ア 市及び各防災機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- イ その他必要と認める事項

2 活動体制

(1) 活動体制

東海地震注意情報が出された場合、第2配備体制をとる。

(2) 東海地震注意情報発表時の所掌事務

市災害対策本部が設置されるまでの間、消防防災課が関係各防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。

- ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等その他防災上必要な情報の収集伝達
- イ 社会的混乱防止のため必要な措置
- ウ 県及び関係防災機関との連絡調整

■関係機関の活動体制

機 関	内 容
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策本部設置準備 緊急連絡体制をとるとともに、県災害対策本部設置準備に入る。</li> <li>② 職員の参集 職員の参集は、第2配備体制とする。 なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。</li> <li>③ 東海地震注意情報をうけた時の所掌事務</li> </ul>

機 関	内 容
	<p>災害対策本部が設置されるまでの間、防災危機管理部防災対策課が関係各防災機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達</li> <li>・社会的混乱防止のため必要な措置</li> <li>・市町村、各防災機関との連絡調整</li> </ul>
県警察	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害警備対策室の設置</li> <li>② 関係機関との連絡調整</li> <li>③ 情報の受理伝達等</li> </ol>
第三管区 海上保安本部	<p>職員の非常招集及び巡視艇の待機の措置をとる。</p>
陸上自衛隊 第1空挺団	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 第1空挺団に指揮所を開設し、情報、指揮、通信等の整備に着手し、警戒体制を強化する。</li> <li>② 県災害対策本部に連絡班を派遣し、連絡・調整を実施する。</li> </ol>
東日本電信電話(株) 千葉支店	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通信量、通信疎通状況の監視</li> <li>② 設備運転状況の監視</li> <li>③ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置</li> <li>④ 電話利用の自粛等の広報活動</li> </ol>
(株)NTTドコモ 千葉支店	<p>東海地震注意情報を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通信量、通信疎通状況の監視</li> <li>② 設備運転状況の監視</li> <li>③ 輻輳発生時の規制措置</li> </ol>
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東京支社	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 地震防災対策本部の設置 東海地震注意情報を受けたときは、支社、地区指導センター長及び、現機関に各地震防災対策本部を設置し、警戒宣言が発令された場合の地震防災応急対策等が円滑に実施できるよう準備体制に入る。</li> <li>② 夜間、休日等において地震対策の関係者は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、地震防災対策本部等あらかじめ定められた箇所に非常参集する。</li> </ol>
その他各防災機関	<p>東海地震注意情報を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。</p>

### 3 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

日本放送協会千葉放送局、株式会社ニッポン放送、千葉テレビ放送、株式会社ベイエフエムは、非常配備体制をとり、通常番組を中断し、地震関係の報道を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必

要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（県防災危機管理部防災対策課、県警察本部等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

#### 4 混乱の防止

防災関係機関は、混乱を防止するため、次の対策を実施する。

機 関	体 制
県	<p>各部、各防災機関の協力を得て次により対応する。</p> <p>① 混乱防止に必要な情報を報道機関へ発表する。</p> <p>② 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整・実施及びその推進を図る。</p> <p>③ その他必要な事項</p>
県警察	<p>民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。</p> <p>① 警戒警備等、必要な措置をとる。</p> <p>② 市民等及び自動車運転者のとるべき措置等について広報を実施する。</p>
東日本旅客鉄道（株） 千葉支社 東京支社	<p>東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。</p> <p>① 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表しうる体制を整備するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に侵入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</li> <li>・当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。</li> <li>・東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への入り込みを規制する。</li> <li>・強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。</li> <li>・石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは必要により出発の見合せ又は抑止等の手配をとる。</li> </ul> <p>② 支社社員を派遣するなど、客扱要員の増強を図る。</p> <p>③ 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。</p> <p>④ 階段止め等の入場制限等の実施と併せ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。</p> <p>⑤ 状況により警察官の応援要請をする。</p>
東日本電信電話（株） 千葉支店	<p>市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>① 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。</p>
（株）NTT	<p>市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、携帯電話が著しくかか</p>

機 関	体 制
ドコモ 千葉支店	<p>りにくくなることが想定されるため、次の措置をとる。</p> <p>① 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。</p> <p>② 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。</p>

## 第3節 警戒宣言発令に伴う対応措置

### 1 活動体制

#### (1) 市の活動体制

##### ア 災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

##### イ 本部の設置場所

災害対策本部は、市役所庁舎に設置する。

##### ウ 本部の組織

第2章第1節による。

##### エ 所掌事務

(ア) 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達

(イ) 各防災機関の業務に係る連絡調整

(ウ) 社会的混乱防止に係る施策の実施

(エ) 報道機関等への情報提供

(オ) その他必要な事項

##### オ 職員の動員

第2章第1節による。

#### (2) 関係機関の活動体制

機 関	内 容
県	千葉県地域防災計画による。
県警察	① 警戒体制の発令 ② 警備本部の設置
陸上自衛隊 第1空挺団	① 計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話(株) 千葉支店	① 情報連絡室の設置 東日本電信電話(株)千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 ② 要員の確保 ・就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ・休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
(株)NTT ドコモ 千葉支店	① 情報連絡室の設置 (株)NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 ② 要員の確保 ・就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 ・休日、夜間等においては、非常呼び出しを行い、応急対策業務の実

機 関	内 容
	施に必要な要員を確保する。
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社 東京支社	① 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 ② 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 ③ 駅、区等地震災害警戒本部の設置 現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。
その他の防災機関	① 各防災機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、県及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 ② 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

## 2 警戒宣言の伝達及び広報

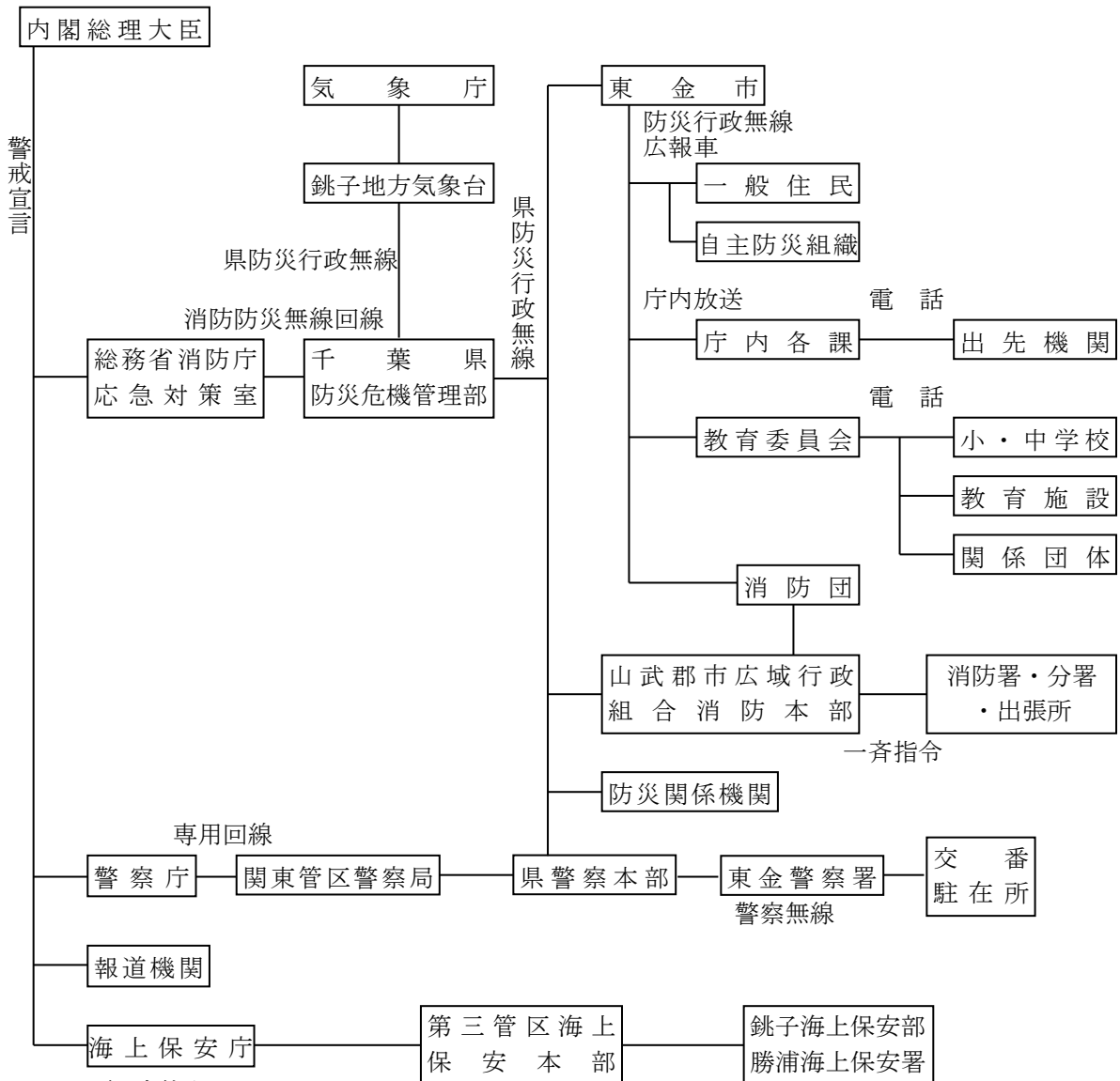
警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

### (1) 警戒宣言の伝達

#### ア 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。

■警戒宣言等の伝達経路



イ 伝達体制

- (ア) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。
- (イ) 一般住民に対しては、防災行政無線並びに消防部、警察署、消防署の協力を得て、サイレン吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警鐘	サイレン
(5点)	(約45秒) (約45秒)
●—●—●—●—●	●— ●—
	(間隔約15秒)

- 備考 ① 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること  
 ② 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること

ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (ア) 警戒宣言等の内容

- (イ) 本市への影響予想
- (ウ) 各機関がとるべき体制
- (エ) その他の必要事項

## (2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

緊急連絡を受けた市災害対策本部は、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

### ア 市の広報

市は、警戒宣言が発令されたときは、関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお、重要な広報文は、あらかじめ定めておくものとする。

#### (ア) 広報の項目

- a 警戒宣言の内容の周知徹底
- b 住民及び事業所のとるべき防災措置・混乱防止措置
  - ①火の注意      ②水のくみおき      ③家具類の転倒防止等
- c 混乱防止のための対応措置
  - ①道路交通の混乱防止のための広報
  - ②電話の輻輳による混乱防止のための広報
- d 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ
- e その他地震防災応急対策の内容と実施状況

#### (イ) 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

### イ 各防災機関の広報

住民及び施設利用者等に対する広報は市に準じて行う。

#### (ア) 広報の項目

- a 警戒宣言の内容の周知徹底
- b 各防災機関の対応状況及び施設利用者等に対する協力体制
- c その他必要と認める事項
- d 広報の実施方法

#### (イ) 広報の実施方法

各防災機関の広報責任者は、あらかじめ定められた広報計画により職員、外来客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。

### ウ 住民及び事業所のとるべき防災措置・混乱防止措置のあらまし

#### (ア) 情報を集める

(テレビ・ラジオの情報、市の情報等)

#### (イ) 火の始末

- a 火を消す



- b ガスの元栓を締める。プロパンガスボンベを倒れないようにして、元栓を締める。
  - c 危険物を安全な場所に移す。
  - d 電気器具のコンセントを抜くなどの安全措置。
  - e 火の使用が必要な場所では、十分な注意をする。
- (ウ) 児童・園児の引取
- (エ) 家の整理
- a 家族の役割分担
  - b 棚上の物を降ろす
  - c 家具の転倒防止
  - d 窓ガラス等にガムテープを貼る
  - e 出入口を確保する
- (オ) 水と消火の準備
- a 消火器、バケツ等の用意
  - b 飲料水の確保及び水の汲みおき
- (カ) 身軽な服装（活動しやすい服装、頭を保護するもの等）
- (キ) 非常時持出品を確認
- a 非常時持出袋
  - b 懐中電灯、ローソク類、マッチ、ライター等
  - c ラジオ等
  - d 応急医薬品
  - e 飲料水、水筒、非常食料
  - f 衣類、毛布等
  - g その他
- (ク) 混乱防止の呼びかけ
- a スーパーマーケット、商店街等の買い出しによる混乱防止
  - b 自動車利用の自粛、道路交通混乱の防止
  - c 時差退社、駅等の交通混雑防止
  - d 電話の集中使用の防止
  - e 金融機関の混乱防止

### (3) 報道機関への発表

市災害対策本部は、警戒宣言が発せられた場合、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えてとるべき措置が円滑に実施できるよう、報道機関に対して各種情報の提供を行うこととなっている。

## 3 水防・消防等対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、出火及び混乱防止等に関して、消防本部と協力して、次の事項を基本として対応措置を講じる。

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 火災・水害等防除のための警戒
- ウ 土砂災害危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備

- エ 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- オ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- カ 資機材の点検整備の実施

## 4 交通・公共輸送対策

### (1) 道路対策

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

#### ア 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁の重点的な緊急点検巡視を実施する。

#### イ 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立したうえで、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

### (2) 鉄道対策

警戒宣言が発せられた場合における東日本旅客鉄道（株）の主な対策措置は、次のとおりである。

#### ア 警戒宣言の伝達

(ア) 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

(イ) 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

(ウ) 旅客等への伝達は次による。

a 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

b 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

#### イ 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

(ア) 東日本旅客鉄道（株）の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道（株）本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

(イ) 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

#### ウ 列車の運転規制

(ア) 警戒宣言が発令された時の千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
65km/h	東金	大網～成東	13.8km

(イ) 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

エ 乗車券の取扱い

- (ア) 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。
- (イ) 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。
- (ウ) 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

**5 上下水道、ガス、電気、通信等対策**

(1) 上水道対策

山武郡市広域水道企業団は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、市民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

イ 人員の確保、資機材の点検整備等

(ア) 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

(イ) 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

ウ 施設の保安措置等

(ア) 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

(イ) 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた以降は原則として搬入を行わない。

(ウ) 浄水池、配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送水量の調整を行う。

(エ) 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

エ 広 報

警戒宣言が発せられた場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけ、ホームページによる広報等により広報活動を実施する。

広 報 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</li> <li>② 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること             <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</li> <li>・生活用水の汲み置き 浴槽等を利用して、貯水する。</li> </ul> </li> </ul>
------------------	--

	③ 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制
広 報 手 段	① 報道機関への放送依頼 ② 広報車による広報の実施 ③ ホームページによる広報 ④ 水道工事店の店頭に掲示の掲示を依頼する

## (2) 公共下水道及び農業集落排水施設対策

下水対策課は、原則として汚水の排水は継続し、次の措置をとる。

ア 人員の確保

イ 緊急用工具・資機材及び車両の準備

(ア) 初動措置に必要な車両の確保・配置、緊急工具、資機材の点検を実施する。

(イ) 職員及び応援者に対する非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配・準備する。

ウ 施設等の保安措置等

(ア) 連絡網の確認及び統制

エ 広報

(ア) 問い合わせに対応できる受付体制を準備する。

(イ) 住民への広報活動を実施する。

## (3) ガス対策

ガス課は、原則としてガスの供給は継続し、次の措置をとる。

ア 人員の確保

イ 緊急用工具・資機材及び車両の準備

(ア) 初動措置に必要な車両の確保・配置、緊急工具、資機材の点検を実施する。

(イ) 職員及び応援者に対する非常用の食料、飲料水、医薬品等を手配・準備する。

ウ 施設等の保安措置等

(ア) 連絡網の確認及び統制

(イ) 供給に係る措置

a 供給設備の点検の実施

b 供給所、主要バルブ及び主要整圧器への要員の配置

c 原料の受入れの調整

(ウ) 工事等の作業の中止及び制限

エ 広報

(ア) 問い合わせに対応できる受付体制を準備する。

(イ) 大口需要家、地下室等に関わる需要家へ周知する。

(ウ) 住民への広報活動を実施する。

## (4) 電気対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

ア 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

イ 人員の確保、資機材の点検整備等

(ア) 要員の確保

非常災害対策支部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合等の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

(イ) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、電力設備復旧に備え、車輛、資機材等の整備、確保に努める。

ウ 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

(ア) 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

(イ) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話(株)、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

(ウ) 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

エ 広 報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	① 無断昇柱、無断工事をしないこと ② 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、コンタクトセンターへ通報すること ③ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと ④ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること ⑤ その他必要な事項
広 報 手 段	① 報道機関(テレビ、ラジオ等)による広報 ② 広報車等による広報

(5) 通信対策

【東日本電信電話(株)が実施する通信対策】

東日本電信電話(株)は、警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

ア 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

(ア) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

(イ) 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

イ 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

ウ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (ア) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- (イ) 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設等の安全措置

エ 応急対策

(ア) 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- a 防災機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- b 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(イ) 番号案内

番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

(ウ) 電報

非常、緊急電報の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(エ) 窓口業務

平常業務を行う。

オ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っており、かかりにくくなっております。防災機関、災害救助機関等の緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

**【(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)及び楽天モバイル(株)が実施する通信対策】**

(株)NTTドコモ等は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

ア 基本方針、要員の確保、情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

- (ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認
- (イ) 災害復旧用資機材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設等の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- (ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

- (イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

## 6 学校・病院・社会福祉施設等対策

### (1) 学校対策

市は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

ア 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童生徒等の下校方法については、安全を確かめ実態に応じて下校させる。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

(ウ) 引き渡し相手は原則として保護者とするが、種々の事情を考慮し保護者以外の者が引き取り手とならざるをえないときは、事前に把握し混乱のないようにする。

ウ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容に従って対処する。

エ 家族への連絡は通信不能の事態も考慮のうえ、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、徹底させておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

カ 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、崖下、万年堀、校舎間等）の安全確認をし、必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

### (2) 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ 入院患者の安全確保に万全を期す。

オ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

カ 水及び食料の確保を図る。

なお、医療機関の具体的対応は、次のとおりである。

#### ① 診療方針

- ・外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- ・入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。

- ・手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- ・救急患者の受入れ体制を講じる。
- ・手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- ・手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。
- ② 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、とるべき行動に関する指示
  - ・収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
  - ・外来患者のうち特に急を要する患者以外に対して、受診の自粛を事前に呼びかける。
- ③ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等
  - ・建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃性の設備については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められ点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。
  - ・非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。

### (3) 社会福祉施設等対策

社会福祉施設等は、警戒宣言が発せられた場合において、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、収容施設の別及び通所（園）者、収容者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

#### ア 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

#### イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等

#### ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

#### エ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

#### オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置

#### カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置

#### キ その他必要な事項

## 7 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生により崖崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあっては、市長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難指示等を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。



## (1) 警戒宣言時の措置

### ア 避難指示等

市長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難指示等を行う。

### イ 避難所の確認

(ア) 落下物、転倒物の予防措置を確認する。

(イ) 防災設備等を確認する。

(ウ) 給食、給水用資機材を確認する。

(エ) 衣料品等生活必需物資を確認する。

### ウ 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

### エ 関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに、市、消防署等関係機関に通知する。

### オ 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

### カ 要配慮者に対する援護措置

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。

### キ 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。

### ク 生活必需物資の給与

### ケ その他

避難終了後、消防署等と協力のうえ、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

## (2) 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

### ア 避難対象地区の選定

関係機関とあらかじめ連絡調整を図ったうえ、崖崩れ等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

### イ 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、市の公共施設等を避難所として指定する。

### ウ 避難指示体制の確立

広報無線、広報車等による避難指示体制を確立しておく。

### エ 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

### オ 要配慮者に対する援護体制の確立

幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。

### カ 住民に対する周知

避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

## 8 生活物資対策

市は、警戒宣言において、次の措置をとる。

- (1) 食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等に対し、できるだけ営業の継続、売り惜しみをしないよう呼びかける。
- (2) 市民に対して、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買い占め、買い急ぎ等の抑制を広報車、防災行政無線等により呼びかける。

## 9 金融対策

金融機関及び郵便局は、警戒宣言時において、次の措置をとる。

### (1) 金融機関の措置

- ア 金融機関及び郵便局は、できるだけ窓口業務を確保する。
- イ 金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員、職員の安全に十分配慮する。
- ウ 金融機関及び郵便局は、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達するとともに、その後の来客に備え、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて、告示するように配慮する。

### (2) 市の広報

- 広報車、防災行政無線等により呼びかけを行う。
- ア 市民に対しては、金融機関、郵便局の営業状況
  - イ 急いで預金を引き出す必要のないこと

### (3) 市税の対応措置

- ア 警戒宣言発令による交通混乱等が発生、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について状況に応じ適切に対処する。
- イ 警戒宣言発令中において、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講ずる。
- ウ 県においても、県税は前記同様な対応措置をとることとしている。

## 10 救護救援・防疫対策

### (1) 救護救援対策

- ア 医療関係機関の対応  
医療関係機関がとる措置は次のとおりである。

県病院局	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 警戒宣言が発せられた場合、病院内に災害対策本部を設置し、県本部等関係機関との情報交換を密にする。</li> <li>② 医師、看護師等、医療技術職員及び事務職員を配置待機させる。</li> <li>③ 医薬品、医療機器等の確保配置及び点検を行う。</li> <li>④ 病院内の施設を再点検し、余剰スペース等を利用するなど被災者多数の受入れ体制を整える。</li> <li>⑤ 病院内の施設、設備、危険物等の点検と保安対策を行う。</li> </ol>
------	---

<p>日本赤十字社 千葉県支部</p>	<p>警戒宣言が発せられた場合は、別に定めた日本赤十字社救護規則により、非常体制配備の活動体制を整えるとともに、支部に災害警戒本部を設置し、次の業務を行う。</p> <p>① 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきちば）が統制局となる。</p> <p>② 救護班の待機 成田赤十字病院に対し、初動救護班1個班の待機を指示する。</p> <p>③ 血液業務 ・千葉県赤十字血液センターに対し、採血業務を一時中止し、献血者に広報を行うとともに、供給体制を強化するよう指示する。 ・移動中の採血車、供給移動中の車両に対して、早急に業務終了し、帰還させるよう指示する。</p>
<p>(公社)千葉県 医師会</p>	<p>① (一社)山武郡市医師会に対し、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>② 会員、医療機関に対し、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>
<p>(一社)千葉県 歯科医師会</p>	<p>① (一社)山武郡市歯科医師会に対し、発災に備え連絡体制を確保するよう指示する。</p> <p>② 会員、医療機関に対し、発災後の負傷者への対応を要請する。</p>

## (2) 防疫対策

### ア 県が行う業務

(ア) 山武健康福祉センターは、検病調査及び健康診断の必要が予想されるため、(一社)山武郡市医師会の協力を得て班(1班の編成:医師1名、保健師又は看護師1名、その他2名)の編成を行う。

(イ) 災害発生後の防疫情報及び防疫活動について、山武健康福祉センターは、管轄市に周知徹底を図る。

(ウ) 防疫活動に必要な人員、資材(主に薬剤、ワクチン等)の輸送は、必要に応じ、全健康福祉センター及び県の車両を動員するので、配車等の指示を各機関に行う。

(エ) 山武健康福祉センターは、当該市町村が被災地で供給する飲料水の検水準備を行うとともに、市に対し、飲料水の安全確保について指導する。

### イ 市が行う業務

山武健康福祉センターの指導及び指示に基づき、次の業務を行う。

(ア) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等について準備する

(イ) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量について確認する。

## 11 その他の対策

### (1) 食料の確保

ア 市は、米穀の確保に当たっては、県に対し災害応急食料割当申請を行えるよう準備体制をとる。

- イ 米穀小売販売業者又は卸売業者等へとう精準備体制をとるよう指示する。
- ウ 「物資の供給協力に関する協定」締結先である民間業者（団体）に対して、在庫確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

**(2) 緊急輸送対策**

地震発生後の応急対策に必要な物資、車両等について関係機関の協力を得て確保する。

**(3) 市が管理・運営する施設対策**

警戒宣言が発令された場合、市が管理運営する社会教育施設等については、原則として開館、開催を自粛するものとする。

なお、行事が予定されているときは、主催者に自粛の協力を呼びかける。

また、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置等を講じる。

**(4) 危険な動物の逸走防止**

警戒宣言発令時において危険な動物（特定動物）の飼養者等に対し、飼養施設の施錠確認、逸走防止対策の徹底を指示する。

なお、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき危険な動物（特定動物）の飼養者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

ア 動物が飼養施設から逸走した際は直ちに保健所へ通報するとともに、周辺住民への周知、捕獲等の措置をとる。

イ 動物が人の生命又は身体に害を加えた場合は、直ちに被害者を救護するとともに、新たな侵害を防止するために必要な措置を講じる。

## 第4節 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、東金市を含む千葉県下の大半の地域は震度5強程度の揺れになると予想されていることから、

- (1) 壁に割れ目が入る
- (2) 墓石・石灯籠（とうろう）が倒れる
- (3) 煙突・石垣等が破損する
- (4) 軟弱な地盤が割れる、あるいは崩れる
- (5) ブロック塀が倒壊する

等の被害の発生が予想される。

このため、市は県をはじめとする各防災機関と一体になって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本節では、住民、自主防災組織、事業所が平常時・東海地震注意情報発表時・警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

### 1 住民のとるべき措置

区分	とるべき措置
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家や塀の耐震化を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。</li> <li>イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築・補強する。</li> </ul> </li> <li>(2) 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。</li> <li>イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。</li> <li>ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</li> </ul> </li> <li>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。</li> <li>イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。</li> <li>ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。</li> <li>エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</li> </ul> </li> <li>(4) 消火器・消火用水の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。</li> <li>イ 出火に備えて、風呂の水を常にためておく。</li> </ul> </li> <li>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日間分程度準備しておく（1人1日間分の生命水約3リットル）。</li> </ul> </li> </ul>

	<p>イ 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩等）を3日間分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布等を救急箱等にいれて準備しておく。また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会・訓練へ参加する。 市、消防本部、自主防災組織が行う防災講習会・訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時・警戒宣言発令時・地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。</p> <p>(2) 電話の利用を自粛する。</p> <p>(3) 自家用車の使用を自粛する。</p> <p>(4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>(1) 警戒宣言情報を入手する。 ア 市等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 市、県、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。</p> <p>(2) 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等を貼る。 ウ ベランダの置物を片付ける。</p> <p>(3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 ア 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。</p>

	<p>エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。</p> <p>(4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。</p> <p>(5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には、近寄らせないように安全措置をとる。</p> <p>(6) 非常用飲料水、食料を確認する。</p> <p>(7) 救急医薬品を確認する。</p> <p>(8) 生活必需品を確認する。</p> <p>(9) 防災用品を確認する。</p> <p>(10) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(11) 自家用車の利用を自粛する。 ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。</p> <p>(12) 幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者の安全を確認する。 ア 幼児、児童・生徒、高齢者、病弱者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児・児童・生徒が登園・登校している場合は、定められた園・学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。</p> <p>(13) エレベーターの使用をさける。</p> <p>(14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。</p> <p>(15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
--	---

## 2 自主防災組織等のとるべき措置

区分	とるべき措置
平 常 時	<p>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。 ア 各戸に対して出火防止・倒壊予防措置を呼びかける。 イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、崖崩れ等災害危険箇所を把握する。 ウ 地域内の消防水利を把握する。 エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。 災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 ア 各戸に対し火気使用器具、使用場所の点検をする。</p>

	<p>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資機材を整備する。 地域の实情に応じて情報連絡、初期消火用・水防用・救出救護用・給食給水用資機材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集・伝達体制を確立する。 ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。 ア 自主防災組織の編成を確認する。 イ 自主防災組織本部を設置する。 ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 市、消防署等防災機関から伝達された警戒宣言情報を正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>(3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。</p> <p>(4) 防災資機材等を確認する。</p> <p>(5) 幼児、児童、生徒、老人、病弱者等の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p>

### 3 事業所等のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。 防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立 ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動 ア 従業員の防災知識の高揚 イ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 ウ 従業員の安否確認方法、従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練 災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p>



	<p>(4) 危険防止対策  ア 施設・設備の定期点検  イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損・転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策  ア 火気使用器具・設備及び火気使用場所の定期点検  イ 消防水利・機材の整備点検  ウ 商品の整備点検  エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備  情報連絡用・初期消火用・水防用・救出救護用・給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集・伝達体制の確立  ア 市、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。  イ 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
<p>東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。  (2) 自衛防災体制を準備、確認する。  (3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。  (4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。  ア 自衛防災組織の編成を確認する。  イ 自衛防災本部を設置する。  ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集・伝達体制をとる。  市、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客・従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。  ア 施設・設備を確認する。  イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損・転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。  ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。  イ 火気使用場所及び周辺を確認する。  ウ 消防水利・機材を確認する。  エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。  情報連絡用・初期消火用・水防用・救出救護用・給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取り扱い）する事業所においては、</p>

	<p>住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入りする店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火・爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス・タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 市、県、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>
--	--